

第四十六回国会 法務委員会 會議録 第二十六号

昭和三十一年四月十四日(火曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 鎌治 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小金 義昭君 理事 三田村武夫君

理事 坂本 泰良君 理事 細迫 兼光君

理事 横山 利秋君

上村千一郎君 大竹 太郎君

岡崎 英城君 坂村 吉正君

四宮 久吉君 渡海元三郎君

中川 一郎君 長谷川四郎君

服部 安司君 古川 文吉君

松澤 雄藏君 森下 元晴君

井伊 誠一君 田中繼之進君

中井徳次郎君 畑 和君

松井 政吉君 松井 誠君

小平 忠君 志賀 義雄君

出席國務大臣 賀屋 興宣君

法務大臣 賀屋 興宣君

出席府委員長 日原 正雄君

(警察庁刑事局長) 日原 正雄君

法務政務次官 天竺 良吉君

検事(大臣官房司法法制調査部長) 津田 實君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者 中村 順造君

参議院議員 中村 順造君

最高裁判所事務 櫻根 小郷君

判事(最高裁判所事務 寺田 治郎君

長) 務総局総務局

専門員 高橋 勝好君

四月十四日

委員田村良平君、松井政吉君及び竹

谷源太郎君辞任につき、その補欠と

して渡海元三郎君、中井徳次郎君及

び小平忠君が議長の名で委員に選

任された。

同日

委員渡海元三郎君、中井徳次郎君及

び小平忠君辞任につき、その補欠と

して田村良平君、松井政吉君及び竹

谷源太郎君が議長の名で委員に選

任された。

本日の會議に付した案件

暴力行為等処罰に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出第九

号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

鉄道公安職員の職務に関する法律を

廃止する法律案(中村順造君提出、

参法第九号)(予)

○濱野委員長 これより會議を開き

ます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案を議

題といたします。

本案は去る九日質疑を終了いたして

おります。

これより討論に入る順序であります

が、別に討論の通告もございませんの

で、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○濱野委員長 起立総員。よつて、本

案は全会一致をもって原案のとおり可

決すべきものと決しました。

○濱野委員長 本案に対し、各派共同

提案にかかる附帯決議を付すべしとの

動議が坂本泰良君から提出されてお

ります。

この際、本動議について提出者から

その趣旨の説明を求めます。坂本泰

良君。

○坂本委員 各派を代表いたしましたし

て、下級裁判所の設立及び管轄区域に

関する法律の一部を改正する法律案に

対する附帯決議を提出いたします。そ

の趣旨弁明を申し上げます。まずその

案文を朗読いたします。

下級裁判所の設立及び管轄区

域に関する法律の一部を改正

する法律案に対する附帯決議

(案)

一、簡易裁判所のうち未開庁のまま十

数年放置されているものが十数ヶ所

も存在していることは極めて不合理

である。

よつて、政府並びに最高裁判所当

局は当該箇所について再検討を行な

い、開庁を必要とするもの、又は、

当面開庁を必要としないものを区分

し、すみやかに、これらの法的措置

並びに予算措置を行ない、もつて簡

易裁判所運営の合理化をはかるべき

である。

二、裁判の迅速化を阻害している要因

の一つは、判事、検事などの不足に

ある。

よつて、政府並びに最高裁判所当

局は、これらの定員の増加に努める

とともに、有資格者を可及的すみや

かに判事、検事に採用して運用に遺

憾なきを期すべきである。

右決議する。

以上の提案でございますが、附帯決

議の内容につきましては、本案の審議

に際しまして各委員から質疑がありま

すし、法務当局並びに最高裁判所の御

答弁によつてもその趣旨が明らかであ

りますから、ぜひひとつこの下級裁判

所の設立及び管轄区域等に関しまして

は、附帯決議の趣旨を体して万遺憾な

きを期せられたいと存じます。

以上でございます。

○濱野委員長 本動議について採決い

たします。

本動議に賛成の諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○濱野委員長 起立総員。よつて、本

動議は可決されました。

この際、本附帯決議に関し政府及び

最高裁判所当局より所信を求めます。

天竺政務次官。

○天竺政務次官 ただいまの附帯決議

の御趣旨につきましては、政府といた

しまして、裁判の迅速化をはかるた

めの措置について、慎重にくふう検討

を加えて、所要の処置を講じたいと存

じます。

○濱野委員長 閣根最高裁判所事務

総長。

○閣根最高裁判所長官代理人 ただい

まの附帯決議の御趣旨まことにごもつ

ともでございますして、われわれといた

しまして、できる限りその線に沿い

まして善処したいと思ひます。

○濱野委員長 おはかりいたします。

ただいま可決されました本案に対す

る委員会報告書の作成につきまして

は、委員長に御一任をお願いいたしま

す、これに御異議はございませ

んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○濱野委員長 次に、鉄道公安職員の

職務に関する法律を廃止する法律案を

議題といたします。

鉄道公安職員の職務に関する法

律を廃止する法律案

鉄道公安職員の職務に関する

法律を廃止する法律

鉄道公安職員の職務に関する法律

(昭和二十五年法律第二百四十一号)

は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第二十七号第一項第四号中「鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに」を削る。

(外国人登録法の一部改正)

3 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「鉄道公安職員」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊

に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

5 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

6 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「(鉄道公安職員を含む)」を削る。

(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正)

7 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(鉄道公安職員を含むものとし、」を削る。

(経過規定)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

鉄道公安職員制度の運用の実情等にかんがみ、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

由である。

○濱野委員長 発議者より提案理由の説明を求めます。参議院議員中村順造君。

○中村参議院議員 ただいま議題となりました鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

鉄道公安職員の職務に関する法律は、議員立法として、昭和二十五年八月、第八回国会において成立したものであります。その立法の経緯としましては、終戦後の旅客輸送秩序の混乱、悪性荷物事故の発生、鉄道施設内における犯罪、あるいは輸送知識を利用した犯罪等が増加し、しかもそれが大規模化、集団化するに至ったという特殊事情があったのであります。日本国有鉄道においては、駅長、助役、車掌など特定の職員に從來から司法警察職員の権限が与えられていたが、その権限は限定的であつたので、当時の実情に合致せず、かような状況に対処するため、専従者による統一ある鉄道公安維持の制度確立へと進んでまいりました。現行鉄道公安職員の職務に関する法律の制定により、当時すでに日本国有鉄道の公安維持に當つていた鉄道公安職員に鉄道犯罪の捜査権を持たせ、武器の携帯を許すこととなり、鉄道運輸の治安確保に万全を期すこととなつたのであります。

かくて、この法律は、当時の鉄道輸送の公安上の特殊事情に対処するため生れたものであります。今日においては、さきに述べましたこの法律制定当時の特殊事情はすでに解消し、悪

質な鉄道犯罪も今日ではほとんど見られず、また鉄道輸送の秩序も顕著な改善を見ているのであります。

さらに、この法律は、鉄道輸送の専門的知識を有する国鉄職員によつて犯罪捜査を行なうという意義を有していたのであります。今日では、制度的に、次のような意義ない欠陥を見せるに至っているものであります。

第一に、この法律における鉄道公安職員は、日本国有鉄道という公社の職員であり、したがつて国家机关でもない公社の職員が、犯罪捜査権を制限的とはいへ全国にわたつて持つことは、わが国の法律体系としてはたして合理的であるかどうかという点であります。第二に、この法律による犯罪捜査に関する職務と日本国有鉄道の職員としての警備に関する職務とが同一人に重複して付与されているという制度的欠陥を示している点であります。すなわち、国鉄職員として警備を行なっている段階において、直ちに鉄道公安職員の職務に関する法律に基づく犯罪捜査権を行使し得るような制度となつている結果、捜査権の乱用のおそれがあるものであります。

以上述べました疑義ないし欠陥が運用面においては、労働組合運動に対する鉄道公安職員の介入という形で、弊害となつてあらわれてきているのであります。犯罪の発生しない以前から鉄道公安職員が警備に名をかりて組合運動の場に出動することは、組合運動に対する威嚇となり、これが組合運動における労使関係の本来的対等性を破壊する結果となるのであります。しかも一たん鉄道公安職員に犯罪ありと思料されるに至れば、直ちに捜査機関として活動す

るに至るのみならず、どこまでが公社の職員としての警備活動であり、どこからがこの法律による鉄道公安職員としての捜査活動であるのか、実際上客観的に区別もできないのであります。

以上述べたこととあり、事情の変化に加えて、疑義、欠陥、弊害等が生じていることにかんがみ、この際、鉄道公安職員の職務に関する法律は廃止すべきものであると考えられるので、この法案を提出した次第であります。

なお、附則においては、この法律の施行の日を公布後一月を経過した日からとしたほか、施行に伴う必要な整備規定を定めております。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○濱野委員長 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前会に引き続き質疑を行ないます。細田兼光君。

○細田委員 法務大臣に御質問をいたします。

この改正法律案の趣旨の御説明によりますれば、また過日から行なわれました質疑応答の経過に徴しますれば、この改正はもっぱらいわゆる暴力団なるものの根絶のためにこの法律の改正を必要とするという御趣旨であります。これは法制定の経過に顧みましても明らかなことであります。この制定にあつては江木翼司法大臣は、この法律は決して労働組合とか農民組合とか水平運動とかには適用しないものである、こういう趣旨の宣明があつたの

であります。ところが事実は、その江木司法大臣の言明に反しまして、労働運動、農民運動にしばしば適用せられておるのが実情であります。

私もそれはそれがゆえにこの改正案に賛成し得ないのであります。法律が一人歩きをするのであります。提案理由の説明にどういふことがあろうとも、その法律の趣旨によってこの事案にも適用するのだという事で、多くの労働争議に、農民の運動の紛争にこれが適用せられたこと疑うべからざる事実であります。私も、これがもつぱら暴力団退治のために適用せられるという事であればあえて反対しないのであります。暴力団の脅威は社会の安全を脅かすきわめて注意すべきことであります。これは根絶を期さなければなりません。この際、暴力団の根絶のためにだけこれを適用する趣旨だということを法務大臣はここに言明することができぬか、私はまずその言明をしていただきたいと思ひますが、法務大臣はそれができましようか。

○賀屋国務大臣　ただいまの御質問の中におきまして、暴力団の根絶はいまの社会情勢におきまして必要である、そのために適用せられるならば賛成であるというおことばがございましたのは非常に私も同感で、こういう御了解を得ましたことはほんとうに御同慶だと思ふ次第でございます。

この法律は、いわゆる町の暴力、国民が――庶民ということばがいかどうかわかりませんが、日常の生活でその生命、身体に非常に不安を感じております。そういう不安の根源が多く

は、ほとんど全部と申してよろしいかとも思ひますが、暴力団所属の構成員によって行なわれるという事態に着目しておる次第でございます。それでその行為の態様は、特に暴力団所属の構成員、中には構成員と認定し得ない者もあるかもしれませんが、多くはそういう類の人々が銃砲刀剣類を持ちまして常習的に犯すのが一番大きいのでございまして、ねらいはそこに置いております。ただし、ことばを正確に使うときは、暴力団の構成員のみに適用する、これではやや正確でございまして、同様な行為がありまして、銃砲刀剣類を持っておる、あるいは常習的な者には適用されるわけでございまして、大体それは現実の情勢においては暴力団の構成員に対してやられる、こういうことでございまして。

さて、この法律ができて、今回の改正でよく問題になっております現行法の第一条、今度の改正案でも一条となりますが、これは全然関係のないことでございまして、常習暴力につきましても、また銃砲刀剣類をもってする場合におきましても、いまの第一条にありますが集団の威力云々などということは全然かからないわけでございまして、もつぱらそういういわゆる町の暴力、主として暴力団の構成員によって犯される銃砲刀剣類の方法、手段によるもの、また常習暴力のみを対象としたしておる次第でございます。これは明瞭に申し上げられます。

それから現行法の第一条が労働争議あるいは小作争議のために適用されたというおことばでございますが、これはことばの使い方に問題があると思うのでございまして。私どもの見解では、

労働争議、小作争議に適用されたことではないと思ふのであります。それがありません。起つた違法行為に対して適用があったわけではございまして、適法なる範囲内で行なわれた労働争議、小作争議には適用しようにも適用ができません。その点はお示しの点と見解が違います。今回の場合におきましても、それでは実際どうなるか、法律ができたならそんなものに適用するのじゃないかというお話をございしますが、決して適用いたしません。それは決してそれには適用いたしません。そういう労働争議などが起つた場合には、これに関連して起つた行為に適用があるかないか、これは法律論になると思ひますが、これも実際には御心配がないのじゃないかと申してしまふ。労働争議の際に、私の聞いておりますところでは、いままで銃砲刀剣類を持って暴行、傷害をした例はないやうであります。これは当然な話で、適法な労働争議行為にきよなことがあつたはずはない。それは幸いいままでの事例もそうであるのでございまして、したがって、これが適用されつこない、こういうことは過去の事実には徴してもわかると思ひます。

○網追委員　明確な大臣からの言明が得られないことをまことに残念に思ひます。この法律は過去の実績が示しておりますように、その大半は労働争議や農民運動に派生した事件に多く適用

せられておるのであります。暴力団に對する国民の憎しみを利用して、この羊頭を掲げて労働運動弾圧という狗肉を売ろうというまことに羊頭狗肉の改正案であると言わなければならぬ。いやしくも警察官ともあろう人がそういう羊頭狗肉の手段を弄するということとはきわめて残念に思ひます。暴力団の征伐のためにこの改正案を成立せしめようとなさる御趣旨であります。この暴力行為等処罰に關する法律は暴力団の首根っこを抑え得る法律にはなっておりません。わずかにしつぽの端をちよつと抑えるだけの役にしか立っていない。いただきました「最近における暴力犯の概況について」という刑事局御作成の資料、その表の二「罪名別暴力団構成員検挙人員累年比較表」というのを見ますと、その三十七年を例にとつてみますと、暴力団構成員にして検挙せられた総数は五万二千四百二十二、そうしてこの暴力行為等処罰に關する法律違反の欄を見ますと、三十七年度は三千五百八十七、すなわち暴力団構成員を五万二千四百人せつかく検挙したのに、暴力行為等処罰に關する法律違反として問題にしたのは三千五百八十七、すなわちあとの五万足らず、四万幾らというものは暴力行為等処罰に關する法律によつては押えていない。これは暴力団征伐という趣旨においていかに暴力行為等処罰に關する法律が無効であるか。せつかく検挙してもみなのがしておる。暴行、傷害等によつて処断せられておるもののほうがはるかに多い。二万一千もある。こういう事実をこの表から見てとることができるのであります。すなわち、

この暴力行為等処罰に關する法律をいかに強化しても、暴力団構成員で検挙したものは五万二千であるにかかわらず、暴力行為等処罰に關して押えたものはわずかに三千五百、わずかに一部分しか押えていない。だから、この法律改正というものは御趣旨の目的を達し得ない処置であると思ひます。むしろ暴力団構成員の犯した罪名は暴行あるいは傷害が大部分を占めておる。むしろ暴力団の首根っこを抑えるには暴行、傷害罪を強化せねばならぬ、そのほうが手とり早いという理屈が出てくる。この点に關する法務大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○賀屋国務大臣　羊頭を掲げて狗肉を売るといふ御質問の御断定でございしますが、これは私はお返し申し上げたいのです。大体たとえがおかしい。穏やかな話し合いをする、意見を交換するといふ会場におきまして暴力をふるつたらどうでしょう。その暴力に對して、刑事法に違反して処罰される場合には、何もその会合に適用したのではございません。そこにおいて不法に起つた、刑罰法令に觸れることをやつたから、それに対してやるのでございまして、どうも御追さんのお考えはそこそこ間違ひがあるんじゃないか。何も穏やかな話し合いの会合そのものを弾圧するのではない。そこで不法行為を起して、刑罰法令に觸れば、やむを得ずその処置をしなければならぬといふことでございまして、たいへんよくそこを誤解しておいでになるのじゃないかと思ひます。何も正當な争議行為が罰せられる理由はないのであります。また、それは警察当局が

あげましても、検察当局におきましてその区別は厳重にいたし、さらに裁判においてこれは正確に区分されるのでございまして、もっぱら、どんな場合におきましても、不法の、刑罰法令に犯れる行為があったときにのみ適用されるのでありまして、私は羊頭を掲げて狗肉を売るのではない。牛肉を売りまうと言つて牛肉を売っている。しかも松阪肉の上等の牛肉を売っているものと確信をいたしております。

それから検挙に対して、実際に起訴したものと、あるいはさらに判決が違ふことはございしますが、これは一面におきまして、いかに慎重に法の適用を檢察当局がやっておるかという証拠にもなるのでございします。どんなあつて、みんなそれを起訴してしまふというふうな乱暴なことをしない証拠にもなっております。

それからこの法律の改正をしたら、それでもだめじゃないか、いままででもだめだったからというお話でございしますが、町の暴力を抑えるのには、いままででは足りないのです。足りないからこそ、今回の改正をいたしまして十分にやれるようにしようというのが意図であります。

なお、数字につきましては政府委員よりお答えを申し上げます。

○竹内(善)政府委員 統計をもつて御質問でございまして、その統計の見方につきましては私も同感でございしますが、これが改正になりましたともないう数字になるのであらうかという点につきましてもの見解につきましても、私は違つた考えを持っておるのでございまして、現在の暴力行為の法律は不備であります。その不備を補うこ

とによつてこの規定が活用されてくると思うのであります。御指摘の中にもありましたように、傷害などを重く罰する規定をむしろ考えたほうがいいじゃないかという御意見でございしますが、第一第二の二つというのは、銃砲刀剣類を用いて凶悪な傷害をここに取り込んでおるわけではございまして、現在傷害罪の中で軽い刑で処断されておるものがこの中へ入ってくるわけではございします。それからまた常習犯につきましても、従来刑があまりに軽うございまして、法を適用する面から申しますと、これにちゅうちょを感じます。これが事件検挙の少なくなつておる理由だと思ひます。もちろん、この法律がすべてをカバーするほど強力なものだとは私も考えておりませんが、この暴力行為の中の一つの重要な部分を強化することによりまして、この暴力犯罪に対する立法者の考え方というものもが宣明されますので、その他の暴力犯罪につきましてもこの立法趣旨に準じた運用を期待することができ、こういう意味におきまして、決してこの法律の改正は過小評価することはできない、私は相當に評価をしていただいて支障のない改正である、かように確信をいたしております。

○細迫委員 私は、暴力団征伐についての当局の考え方が全然方角違いだと思ふ。法律、罰則を強化することにやつて暴力団を根絶しよう、こういう考え方に立つておるようではございしますけれども、そうではなくて、私は、暴力団事件について、これを絶滅するたゞめには、これを容赦なく検挙する、徹底的にその背後関係、命令関係等を追究してこれを処罰するという警察、検

察活動の強化ということが有効な方法である、かように考えておるのであります。しかるに当局のこの暴力事犯に対する検挙の姿勢、暴力団を退治しようという姿勢というものがなつていない。明らかに多く起つておる暴力団構成員の犯罪についてその背後関係、指令関係等を徹底的に追究してその根源をつくといふところの熱心さがな

い。逆に、警察当局は共産黨員などの弾圧にはきわめて熱心である。自分で犯罪をこしらえておいて、これを共産黨員のしわざだといふふうになすりつけて検挙するといふような熱心さまで示しておられる。その典型的なものは大分県に起こつた管生事件でありまして、戸高公徳という巡査部長を使つて、自分のところで交番にダイナマイトをしかけて爆発させておいて、そうしてたまたまその事件に謀略をもつておびき寄せた共産黨員のしわざであると言つて、かねて動員しておつた警察隊がこれを追跡逮捕して裁判にかけた。これは第二審において無罪の判決を得ましたけれども、第一審判決はとうとうこの謀略を露見し得ずして有罪の判決を与えておるというように、きわめて巧妙な謀略を用いた事件があります。これは幸いにしてその真相がやがて暴露いたしまして、第二審では無罪の判決を得ましたけれども、これほどに警察といふものは共産党の弾圧にはきわめて熱心である。しかるに暴力団の退治、追及にはその熱心さがありません。たとえば、お尋ねいたしました。三井三池の争議におきまして、資本家は暴力団を雇ひましてこれに對抗しました。暴力団構成員が久保清という者を殺しました。組合員を殺

しました。これも単なる単独の犯行ではありますまい。一体その背後をどこまで検挙せられ追及せられたか、この実態をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 いわゆる暴力根絶につきまして刑罰法令のみによつて対処するといふことは完全でない、これは私も全く御同感でございします。いま取り締まりの点についてお述べになりましたが、警察当局におきましても、特に暴力の取り締まりということにつきましてはきわめて熱心であり、その方途を講じて、なお最近には力を入れておる次第でございします。なお、そういう警察及び法務当局のみならず、昨今暴力犯罪の年齢の低下とか、青少年の非行の問題等、非常に世間にクロウズ・アップされておるのであります。これからの総合対策にも政府はきわめて意欲を持ちまして熱心に対処するつもりでございします。暴力取り締まり法のみで対処するとは決して考えておりませんが、こういう法令面、刑罰面、警察取り締まり面がこの問題に対してきわめて重要である。ここをあげておいては大きな抜け穴になるということもまた争うべからざる事実だと私は思ふのであります。その最も重要な一環として提案をいたしたような次第でございします。

なお、警察は共産党のみに対して熱心じゃないかといふようなお話でございしますが、私もそれはそう思つておりません。あらゆる犯罪の検挙につきましてもきわめて熱心でありまして、どれもみな刑罰法規に犯れるものは熱心にその検挙につとめておる次第でございします。ただ、熱心のあまり行き過ぎといふことはまことに慎むべきことではござい

ませんが、これは古往今来世界各国ともに避けられない点でございします。そこで、檢察当局は警察から出ましたものをさらに厳選し、人権の保護に遺憾なきよう極力その点も考え、さらに裁判においてこれが公平に審判されるわけではございします。私は決して警察及び檢察に間違ひがなかったなどということとは申し上げませんが、間違ひないために極力努力をしてゐることは事実でございします。いまお示しの点につきまして、なお政府委員よりお答え申し上げます。

○竹内(善)政府委員 仰せのように、三井三池の争議に際しまして、暴力団がこれに介入してまいりました事犯が起つたわけではございまして、まことにわれわれといたしまして遺憾に存ずるのでございしますが、当時、暴力団は七十名余り検挙せられておりまして、その中の一人は御指摘のように殺人罪で起訴されておるのでございしますし、その他の者につきましても禁錮犯を十五名も出しているのでもございまして、もし労働運動等でこのような重大な犯罪が行なわれますれば――暴力団の介入した犯罪であつて、しかもそれが暴力団側に起つてゐる犯罪であるといふことが、三池争議の実例に徴しましても明らかでございします。

それからまた、先ほど御指摘がございました検挙が非常に大事ではないかといふ点でございしますが、これも私は全く同意見でございします。先般三田村委員からの御要求によりまして資料として差し上げました「最近における暴力事犯の概況について」という当局から出しました資料の別表第一表を、ごらんいただきますとおわかりでございします。

○竹内(善)政府委員 仰せのように、三井三池の争議に際しまして、暴力団がこれに介入してまいりました事犯が起つたわけではございまして、まことにわれわれといたしまして遺憾に存ずるのでございしますが、当時、暴力団は七十名余り検挙せられておりまして、その中の一人は御指摘のように殺人罪で起訴されておるのでございしますし、その他の者につきましても禁錮犯を十五名も出しているのでもございまして、もし労働運動等でこのような重大な犯罪が行なわれますれば――暴力団の介入した犯罪であつて、しかもそれが暴力団側に起つてゐる犯罪であるといふことが、三池争議の実例に徴しましても明らかでございします。

それからまた、先ほど御指摘がございました検挙が非常に大事ではないかといふ点でございしますが、これも私は全く同意見でございします。先般三田村委員からの御要求によりまして資料として差し上げました「最近における暴力事犯の概況について」という当局から出しました資料の別表第一表を、ごらんいただきますとおわかりでございします。

が、この別表第一の兇器準備集合罪というものは、昭和三十三年が一番最初のものでございますが、二百九十六人検挙されて、その中の二百七十九名は暴力団でございます。その暴力団の占めております率は九四・三〇という数字になっております。それをずっと年度を遡って昭和三十一年まで見ていただきますと、昭和三十一年には五・八〇、三十二年には八・一三、三十三年には七・九二、三十四年には三・七六、三十五年には三・二〇、三十六年には三・七六、三十七年には七・六三というふうな、検挙された大部分の者は暴力団の構成員であるということがこの数字で明らかでございます。そのほか暴力行為等処罰に関する法律違反の欄をのぞいていただきますと、暴力団が半数ぐらゐを示めていまして、検挙によりましてその効果をあげておりますことは、この数字でも明らかでございますが、問題は、その検挙をして簡単な処罰ですぐ出してしまうという、それが国民に非常なうっとうしい空気をかもし出していることは御承知のとおりでございます。そこで、これらの人々に対する刑事政策的な考慮から、刑を重くすることに適切な処置をはかっていこうというのがこの立法のねらいでございます。どうぞひとつその点をも御考慮に置きまして御審議を賜りたいと思ひます。

○細迫委員 提案理由の説明並びに政府当局の答弁によりまして、最近暴力事犯におきまして青少年がこの犯罪を犯す数が非常に増加しておるといふ状況を見ることができ、かつ検挙せられた者の年齢別の統計を見ましても、二十歳、二十五歳というようなところの数が格段に多いことが認められるのであります。政府のように、この種犯罪を征伐するために法律の強化、罰則の強化という線を進めていけば、青少年に対する罰則の強化をしないうちやうなぬという議論に発展する可能性があるのであります。少年法の改正という声もちらほら聞くのであります。少年法改正の御趣旨は、一体暴力団征伐の意図を含んで考えておられるのでございましょうか、どうですか、お考えを聞きたいと思ひます。

○賀谷国務大臣 少年の犯罪年齢はだんだん低下をいたしまして、十四歳、十五歳、十六歳あたりの少年が相当に凶悪な犯罪を犯すようになった、だんだんその傾向が強くなつておるといふことは、いまお話しのとおりでございます。社会もそういうふうな感じにおつて、どこでございましょう。これに對しては対策はどうかという問題でございますが、これこそ非常に広範ないろいろな原因を含んでおる。犯罪はいろいろな社会現象の総合的結果であるといふことが、特にこのう方面には感ぜられるわけでございまして、したがって、人づくり等の問題にも関連いたしまして、学校教育、社会教育、特にマスコミの人心特に若年者に及ぼす影響など非常に世間にも問題になっておりますし、政府におきましてもその点に非常に関心を持ちまして、青少年問題を研究いたし、対策を講ぜんといたしておるところであります。

法務当局の關係になりますと、いまお示しがありましたように、そういうものをものと厳罰にしたいという感じが、いかという感じが社会に起こつておるといふ事実でございます。その一つといたしまして、刑事責任年齢が一つ問題になっておる。どういふものか、肉体的に榮養等はよくなりまして、だんだんからだの發育も早くなるといふようなことから、だんだん二十歳といふのは十八だ、十八は十六だといふふうな現象もあり得ると思ふのでございまして、したがって、知能も全面的に発達しているかどうか別として、相当犯罪能力的の知能が発達している面もございまして、そういう意味で刑事責任年齢をもっと下げたらどうか、特に交通事犯等に対しては、運転能力の免状はもっと若い未成年にも出せるわけでありまして、しかし責任のほうはない。刑事責任はないという問題にもなりますので、そういう面も、一般その他では、責任年齢を下げざるべきではないかという考え方は相当あると思ふのでございまして、しかし、この刑事責任年齢というものは、刑事法として、これはきつめて重大な基本的問題でございまして、なかなかこれは簡単にございまして、なかなかこれは簡単にございまして、いろいろな角度から研究しない問題で、いろいろな角度から研究しなければならぬ、こういう問題であると存じます。

それで、下げるということのほかに、一つの間責任年齢層と申しますか、いま二十一歳ならば、今度は十七歳から二十二歳まで、その間に一つの判定期間を置きまして、刑事責任を認めるものと認めない場合、いまの少年法を適用した場合と普通の刑事裁判に付する場合、こういうふうな個別的に人によりあるいは事態によつて判断をするというふうな考え方も相当起こつております。これなども大いに一つのサゼストがあるわけでございまして、しかし、そういうことをやりました結果、果たして公平にうまくいくのか、いぬか、これも相当研究を要する問題である。何しろ基本的に責任年齢といふことは重大問題でございまして、私どものほうでも、熱心ではございまして、慎重なる研究を続けておる、こういう点が一点でございまして。

それからもう一つは、だんだん科学的に考へて、ただ悪いことをする、それは普通の判別力、責任概念、抑制力、みんなが同じようなものだといふ考え方ですべていいかどうか。精神病者あるいは精神病とまで断定できなくても、精神の薄弱者、障害がある者、あるいは変質者と申しますか、専門のことばで言えはいろいろあります。したがって、そのような観点から研究をしまして、あらかじめ犯罪の発生を予防し、また犯罪を犯した者につきましては、これを科学的の観点からいろいろ審査をして、その心神の状態の改善をはかっていく。いまでも少年の鑑別所とかそういう方面は進んでまいりましたが、そういう方面は特にいまから考え、重視し、發展させていかなければならぬ方面ではないか。こんなような面が私どもの責任と申しますか、所管の範囲であるわけでございまして、なかなか困難で大きい問題でございまして、熱心に研究の歩を進めてまゐつておるところでございまして。

○細迫委員 暴力団検挙の姿勢が熱心でないといふことを先ほど申し上げましたが、その一つの部分として、これを追及していくと大きな壁にぶつかるといふ事態が存在すると思ふのであります。あるいは政界の有力者、あるいは財界の有力者がつながつておるらしいといふような事態が普通の形でありま

しうか。

○賀屋国務大臣 私は、法務部内に入りましたまだ年月が浅いわけでございます。日本の檢察陣というものは伝統的に、かたい信念を持っております。不当な勢力に動かされず、法を正しく守るというのを伝統的な精神といたして、おりまして、何ものにも屈しないという意気が十分に看取されるわけでございます。ときにはがんに過ぎるという批判も相当受けているような次第であります。背後関係その他によりまして行動を左右されたり、曲げたりすることは断じてないでございます。いまお示しの事例は、私は一こうに存じません。いわゆる暴力団は、ほんとうの仁侠の団体とどう違うか、どう考えるか。昔でも、武士の団体の白柄組が悪くて、町の遊侠の徒の幡随院長兵衛のほうがよかった——これは伝説ですが、わがかりませんが、必ずしもそういう団体がいけない、つき合つてはいけないかどうか、これは具体的問題で、私は所感を申し上げることを控えますが、政治の姿勢を正す、これはまことに話しのとおり御同感でございます。政治家は常に慎んで誤解を受けないように行動に注意してまいる。ときには誤解を受けましても、所信に向かつて邁進する必要があると思ひますが、同時にまた、誤解を受けないように注意してまいる、こういうことはまことに御同感でございます。具体的事実につきましても私存じません。何とも申し上げることができない次第であります。

○細田委員 この暴力団には組織がある。どういふ親分のもとにどういふ兄弟分がおつて、そうして構成員がどうという一定の組織があります。この暴力団の根柢を期するためには、その組織にメスを入れなくてはならぬと私は思ふのであります。すなわち、その構成員が傷害を犯す、脅迫を犯す、暴力罪を犯すという場合には、有無を言わさずその上部機構にメスを入れることのできるような法律手段を講ずることが一番肝要ではないかと思ふ。すなわち、直接謀議があつたなしにかかわらず、命令があつたなしにかかわらず、その構成員が犯罪を犯したときには直ちにその兄弟分、その親分、これに弾圧を加ふる、その責任を問うというやうなことを抜本的な、根源をねらつた立法と言わなければならぬ。こういうことにお考え及んだことがありましようか。警察方面においては、こういう暴力団の組織について調査をなされ、そのリストが大体できてゐるものであらうか、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 犯罪の点にはなかなか大事な点が入つてゐると私は思ひます。ごもつともな点が多いのでございます。それで、今回の法律は、先ほどの細田さんのお礼参りを受けるかもしれぬというお話、お礼参りのときはびしびし発動できる。たいがいそのときには、いまお話しのような悪い暴力団でございますと仮定すれば、必ずそういう場合は常習犯の者が出てくる。それでなければ、あるいは銃砲刀剣類を持ってまゐりますが、今回のような立法を通し願へば、そういうものをびしびしとやるのには一番よいと思ひます。次第でございます。そういうのはそういう団体の親分をやつたつたらい、まことにそのとおりですが、ただ、暴力団といふことはわかつておりますが、これを法的に、厳密に、いかなる要件を備へ、いかなる行動があれば暴力団である、こういうことはなかなかとらえにくいのでございます。これを正確にやりますれば、暴力団のようなものの相当の部分がまたみ出してしまひまして、かえつて逆効果を生ずるおそれもあります。それからまた、あまり行き過ぎればそれこそ人権侵害的なことも起こり得るのでございまして、そこでやはり暴力団の定義などが事実上非常に困難である。慎重にやれば大きな力モは逃げてしまふ。そうかといつて上に広げればまた人権侵害のやうなことになるから、やっぱり行為をつかまえて処罰するはかしやうがない。それは親分が教唆したり扇動したことが明瞭ならば、むろんつかまえてやれるわけでございます。そこで団体そのものでなく、常習暴力あるいは銃砲刀剣類でもつてやるわけでございます。お手元に差し上げました資料でも、だんだんピストルなどがふえてまいりまして、ピストル一丁は子分十人ですから、このほうでどんどんいけば、事実上暴力団征伐に結果的になると考えた次第でございます。その点には相当考慮を払ひまして今回の提案になりました。ですから、前に刑事局長も御説明申し上げましたように、今回の提案で何もかも全部網が張られたというのじゃないのでございまして。大体この網なれば大部分の押えなければならぬ魚はかかつてくる。こういうことでございまして、なお今後とも研究して、もっと網を張らなければならぬといふことになれば、網はまた新

たに考え、増加する次第でございます。最小限度にこれだけではどうしてもやらなければならぬ、しかも相当にいまの状況では有効であらう、こういう判断に立つておる次第でございます。○竹内(壽)政府委員 警察当局はきよに出席しておりませんが、ただいま最後に御質問のございました暴力団の組織について調査研究しておるかといふ点でございますが、警察当局から私どもも聞いておるところによりまして、警察におきましては、全国の暴力団組織につきまして、その内容、実態の解明につとめておりまして、その統計のやうなものも私もちようだいしつておるわけでございます。その解明につとめておることは私も承知いたしております。

○細田委員 公安調査庁に行つてみても、共産主義に対する注意はきわめて周到になされておるようであります。その系統だとか、国際的な連係だとか、地図にまで作成せられて、すこぶる熱心に研究しておられるようであります。が、いわゆる暴力団に対しての御研究は比較にならないほど手薄のやうであります。公安調査庁の人員の増加の問題につきましても、政治的なこうした共産主義運動方面の担当者が非常に多い、右翼暴力団に対する手当て準備が非常に薄い、こういうふうな態勢になつておるようには私は印象するのではありません。これは公安調査庁の係員の数にあらわれるかと思ひますが、公安調査庁の運動種別の係員数などがわかりますれば御説明願ひたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 公安調査庁の共産党方面の担当に関する調査でございますが、が、ただいま破防法がございまして、私どもが見ますと、まだまだ十分でない。何しろ大きな力強い運動でございまして、調査はまだまだ不十分であると感ずる次第であります。公安調査庁はそういういわゆる左翼方面のほかに、右翼方面の調査もいたして、相当人員をその方面に配置して、最近の人員増加におきましては、重点をだんだんそちらに移しておる次第でございます。人数の御要求がございまして、ただいま係の人がおりませんし、私は持つておりませんが、これは差し上げることができませんが、後ほど差し上げることになります。

御承知のように、公安調査庁でやります右翼関係は、もっぱら破壊活動をする心配のあるやうな団体方面にもちろん限るわけでございます。一般の、いまこゝで御審議を願つてゐる法律がねらつてゐる方面には関係がほとんどない。同じ団体で両方のことをやるものもあるかもしれませんが、いわゆる町の暴力のほうはその範囲ではないわけでございます。

いま刑事局長からお話のございましたやうに、われわれは数千という団体のリストも警察からもらつておるわけでありまして、これはいろいろな関係で、いまだどういふふうには申し上げていか、具体的に申し上げれば、いろいろ迷惑する点もできるわけでございます。それから、私としては申し上げかねますが、何なら警察当局でできるだけのことは申し上げることにいたします。

概数でございますが、公安調査庁の全員千二百十六人、右翼関係は約三百人、今度増員二百人をお願いいたしま

したが、これは、いままでと率は非常に違ひまして、四割、八十人を右翼関係、百二十人を左翼関係、こういうふうになんた配置を右翼関係に置きます。しかし、これはいわゆる町の暴力団体ではございせん、政治的意図を持って破壊的活動のおそれのある団体という前提にいたしておる次第でございませう。

○細迫委員 暴力団の活動の根拠を断ち切らうとするのは、さきに言いましたように、組織の破壊というところに集中的に目を向けなくちゃならないと思うので、つまり親分が統括しておるその集団の絶滅を期するというところにむしろねらいを持つべきであつて、いたずらに刑罰加重ということに力を込めても、さきに言いましたように、それはしつぱの先をちよつと押えるにすぎない。暴力団の構成員をさかしく検挙しても、その検挙人員はさき申し上げましたように五万二千もある。その中で暴力行為等処罰の法律に違反するものとして取り扱われたものは三千五百にすぎない。これはパーセンテージを出してみますと七〇、一〇〇にも足らない。暴力団の構成員をせつぱく百人検挙したとしても、その中で暴力行為等処罰に関する法律で押え得るものはわずかに七人、あとの九十何人かものは暴力行為等処罰に関する法律では押えられなかつた。こういう暴力団征伐については無力な法律改正案を考えられなかつたことは、私はその目のつけどころが違つておると思つております。すなわち、組織の根拠、その資金源の絶滅というふうなところに目をつけて対処なさる必要があると思つております。

が、そのねらいを満たすべき方法としてどういふ処置をとつたらよろうかということについて、当局では研究調査なさつたことがありますが、いかなる意見が出たかを御紹介したいと思ひます。

○賀屋国務大臣 先ほども申し上げましたが、暴力団と言へばわかつたようですが、暴力団とは何ぞや、暴力団がそこで組織されているか、いなか、どんな状態で暴力団が組織されているのか、だれが構成員か、これはなかなかつかみにくいところが多いと思ひます。正式に登録されておるとは限りなかつた、脱落、加入というものはつきりいたしませんでしよう。それから幹部といつても、きちつと組織的になつてゐるものもありましようが、なかなかその幹部の態様、実際上のインフルエンス、権限なども、それこそその自分の全生活、全行動を意のままに動かすようなものもある、また非常に希薄な関係もあり、客員もあれば、出たり入つたりもある、つかみどころがない面が相当に多いのでございませう。五人か八人子分を持つて、おりおり密で秘密書類を出しておるものがあります。これはなかなかつかみにくい。そういうことで、先ほど申し上げましたように、組織をつかむといふことは、厳格にやれば遺漏が非常に多くなつてゐる、これは何もかも入つてしまふ。普通の土建業でも認定されてしまふと交わつておると認定されてしまふとがなないといふような者もありましよう、実態研究しました結果、組織をつかまえるといふことはいい着眼ですが、実際には法制化する上においては

非常にむずかしいのだ、なかなかやれないのだといふ面が出ておるようでございます。詳細はまた政府委員からお答えを申し上げます。

それで、たとえ暴力団の構成員だとしても、実際に暴力行為、傷害とか脅迫などをやらなければ、器物損壊をやらなければ、害がないわけではございませう、やつたら片っ端からそれを検挙して、しかも従来よりは悪質犯罪であるから重刑に処せられるといふことでいくのが一番——この暴力犯罪の団体の中において、いわゆる顔のきいた魔つぷしの強いような、社会から言えば恐ろしいような子分、そういうような者はみんなそこでつかまえるわけでありまして、それが現状におきまして一番効果の多い方法ではないか。かようなことで、組織をつかまえるといふことを否定しておるわけではないのです。ただ、法制の網の上においてはこれは非常につかまえない。へたにつかまへようとするれば、要らないものもみな入つてくる。そうして弊害ができる、厳密にやればまたのがれるものが非常にできて、効果が少ないといふような悩みがあるものでございまして、現実にいまの凶器——凶器と言つては広過ぎますが、銃砲刀剣類をもつてやるのが傷害も一番はなだしくやれるわけではございませう。そういうことを常習的にやる者は、これを厳密にどんどん征伐する、といふことは悪いかもしれませうが、やつていくことが一番実際に適した考え方である、かように信じておる次第でございませう。

○竹内(審)政府委員 大臣の御説明をさらにふえんをいたしたいと思ひますが、暴力団対策の要諦が暴力団の組織そのものを壊滅させることにありますことは、私どももそこに焦点を合はして立案に当たつたのでございませう。いま大臣も仰せになりましたように、暴力団の組織そのものを直接対象とした立法形式につきましてもいろいろと研究して見ました。外国の立法例等につきましても調査いたしてみましたが、外国ではフランスにその例がございませう、西ドイツにその例がございませう、アメリカのニュージャージー州にその例がございませう。ところが、ドイツ、フランスの運用の事例を調査してみますと、大臣がいまお述べになりましたように、結局、暴力団そのものがつかみにくいところから、この法律はほとんど実効性を失つておることが明らかになりました。アメリカのニュージャージー州の例につきましても、これは施行されてから十年目に最高裁判所の判決で、この法律は違憲であるといふ判決を受けてしまつておることが明らかでございまして、かようなことからして、それでは形式的に暴力団そのものを対象とすることはできないが、実質的にそれと同じような効果をあげるような方法はないものであるかといふことが、私どもの関心の的でございまして、さきに昭和三十三年に刑法の一部改正を実現いたしました、凶器等を持つて集まる罪、またこれを集めた罪、この罪は先ほど統計で申し上げましたように、約八、九〇〇が暴力団によつて行なわれおる犯罪でございませうが、この法の運用の実績を見ますと、かなり暴力団の組織壊滅に貢献をしておることがわかりました。

今回の改正におきましては、先ほども申し上げましたように、刑事政策的に考へて御審議を賜りたいと申し上げたのでございませうが、その点でございませうけれども、刑を重くしていく、この種の暴力団の幹部とか構成員のおも立つたやつは、実際においてはいわゆる前科者の集団であるといふことを前に申し上げたことがございませうが、このような実態に即しまして、これらの者を重く処断することによって、犯罪人の処遇という面から、たとえば一カ月か二カ月というような懲役でございませうと、地域的にその地元の刑務所において処遇するほかないのでございませうが、一、二カ月でございませうと、すぐ出てしまふ。これが相当長期にわたつて刑務所に収容することができまると、その者を他の刑務所に移しまして、教育の面におきましても相当な手当てが施せらると思つてございませうが、今度はその間に環境の調整等をはかりまして、再び暴力団の中に戻つていかないような処遇を保護観察の面において十分尽くしてゐる。そうすることができるとはいいいか。ことに幹部とか親分とかいふような地位にある者が数年間刑務所に入つていたといひますと、もうその間に時代は変わつてしまつて、もはや出てまいりましても暴力団として子分を十分集めることができないといふのが実態でございませう。でありますから、刑を相当重くすることによつて刑事政策的考慮を施していく、そうして子分を脱走させ親分の考えを変えさせるというこによつて暴力団そのものの実態的な壊滅をはかつていく、今回の暴力立法がそういう目的に幾ぶんでも沿う立法だ。こういう考えでございまして、決して

この組織破壊ということについて極端をしておるのではございませんで、ここにねらいを定められたものの、形式的に暴力団そのものを直接処罰するということではなくて、その構成員の行為から見て、それに貢献するような犯罪類型を考えていく。これが今回の立法の立法技術的な面でも私どもが研究し到達した結論でございます。どうぞひとつそういう趣旨で御了承を賜わりたいと思います。

○細迫委員 暴力団絶滅ということについての政府の姿勢がなっていないというのを先ほど申し上げましたが、この姿勢の空気がどうなるかが裁判にまで及んでおりまして、政府の姿勢が厳格であれば勢い裁判の上にも影響をすることはございまして、提出せられた資料を拝見いたしまして、その判決の量刑がどうも私から見まして極度に過ぎるという傾向を見るのであります。これはおそらく検察官の求刑がそもそもの軽かったのではないかと、これが想像されるのです。現行法によりましては、一年であるとか六カ月であるとかというような事例さへもたくさん見受けられるのであります。一体法務当局は、この種犯罪について、その刑の量定についてどういう考えで指導されておられるのか。現行法を厳格に適用して、量刑も重く要求するというきつい指導がなされておれば、かような結果は出てこないのではないかと、これが想像されるのであります。ことに暴力団同士のなわ張り争いなんかで起こった事件についての刑の量定というものが非常に軽い。良民に対して危害を加えたものは重くする、仲間

同士のけんかはたいした問題にはしないというふうな空気が検察、警察、裁判所にまで及んでおるような気がするのではありませんか、この種犯罪に対する求刑についてどういう指導がなされておるか、お示しを願いたいと思います。

○賀屋国務大臣 判決につきまして、刑の量定についてどういう指導がなされたかということでございますが、申し上げるまでもなく三権分立、裁判権は独立でございます。われわれ行政当局としては、意見はいろいろございしますが、裁判官の全く独自の判断にまかせるべきものである、かように思う次第でございます。それで漏れ聞くところによりますと、最高裁判所におきまして、こういう問題について適切な考え方はどうかという点につきまして、いろいろ会同その他におきまして意見が述べられ、お互いに切磋琢磨と申しますが、やられている次第でございます。何が、何さま判事は独立して裁判をするということが近代民主国家、法治国の基本的な思想でございます。で、いわゆる指導とか何とかというものは行き過ぎじゃないかと思っております。特に政府といたしましてはさうなことは慎んでおる次第でございます。

それから刑の量定が軽過ぎるのじゃないかというお話であります。これは皆さ方からまた逆の御質問を受けるのです。いま最下限は最高限がきめてあるが、あれでいいじゃないか、これは裁判官は最高限の相当高いところにきめることもできるのだから、何も最下限をきめる必要はないのじゃないかという御説もあるものであります。逆のような御質問もたびたび受けるのであります。やはりこの刑の最高限、最下限というものは国会で御審議をいただく、立法権は国会にあるのであります。やはりその幅といたしまして適切な必要の限度にきめておくことによつて、裁判官はその立法権を尊重されるわけであります。その範囲内でやられるわけであります。から、最下限がないままから、最下限を付しました今後の改正法によりまして、おのずから立法権の意思はどこにあるか、社会の必要はどこにあるか、こういうことに対して裁判官は独自の判断で十分に考えられるところがあるだろうと思つて、まず自由な意見としては、お話しのようにいまの刑の量定は極過ぎる、要するに何年以下ということではないのであります。したがつて、下がない上ばかりある範囲において、こういう場合においてはどうかするかという考え方で裁判官は結論を出されるわけであります。それでありまして、少なからず最下限をきめて、先ほど刑事局長からも申し上げましたように、十分な隔離期間を置いて、この人はいろいろな観点から少なくともこのくらいは収容施設に入っていることが必要であるという最下限をきめることによつて、今後の裁判も刑の量定が実情に合つて適切にいくのじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○細迫委員 以上、私は大体総論的な質問をいたしました。重要な法案でありますから、なお各論的な質問も申し上げたいと思つて、私だけで時間をつぶしてもいいかもしれませんが、きょうは一応この程度にとどめ、また各論的な問題について質問を続行したいと思つて、きょうはこの程度で私の質問を終わることにいたします。

○濱野委員長 この際、資料提出の要求がございます。発言を許します。松井誠君。

○松井(誠)委員 委員長から資料の提出方のお取り計らいをお願いしたいと思つて、今暴力団の犯罪関係の資料なりあるいは暴力団の犯罪関係の資料をいただいておりますけれども、暴力団そのものについての資料というものが少ないわけです。先ほど刑事局長の御答弁の中にありましたけれども、やはり暴力団の実態というものが必ず必要だと思つて、そこで暴力団の組織状況なりあるいは財源調達の方法なりあるいはその生活の実態なりという、暴力団の実態についての資料をまず第一にお願いをしたいと思います。

それからその暴力団に対する対策として、具体的に、これは治安当局だけのワケをこえるかもしれないけれども、暴力団対策として国がいままでとってきたいろいろな具体的な対策、治安対策だけでなくに総合的な対策という面も含めて、そういう具体的な対策の実情というものがあわせていただきたいと思つて、これは日本だけの現象ではないと思つて、世界の暴力団の実態、それに対する法制的な実態、法制的な実態については、いただいております資料で断片的な条文はありますけれども、しかし、これだけでは総合的な法制というものはわかりませんので、概略でけっこうですけれども、各国で暴力団がどういふ状況にあつて、それに対して具体的にどうい

う対策、どういふ法制をとつておるかというのを資料としていただきたいと思います。つまり、言つてみれば、暴力団白書というくらいは少し詳しい資料をいただきたい。この法律がほんとうに暴力団対策として必要であるかどうか、あるいはそれが有効であるかどうかというのを真剣に討議をするためには、どうしてもそういう問題、そういう資料が必要だと思つて、それから、これはちょっと一般的な資料じゃないのですけれども、われわれはこれが――立法者の意図は別として、現実にはそれが大衆運動の弾圧になつて非常に差別的な運用の実態というものがあつて、そういうことをいままでも非常に懸念をしております。それから、これからの懸念をするわけですが、そういう意味でお願いしたいのは、この暴力団の中で特に右翼的な、みづから右翼と名のる、あるいは政治団体と名のるが、実体はしかし暴力団だ、そういう右翼的な暴力団に対して、右翼的な暴力団の暴力事犯について、具体的にどういふような実例ですか。具体的に言いますならば、それに対する、できればその起訴状と判決ぐらいはほしい。私どもの大衆運動、労働運動や農民運動に対して、これが非常に乱用されておるという実態というものは、われわれ自体の手で資料を集められまして、しかし、右翼的な暴力団に対する資料というものは、残念ながらわれわれには集められない。しかし、その運用の実態が非常に差別的であるというわれわれの懸念を消そうとされるならば、ぜひ右翼的な暴力団というものを対しての暴力事犯につい

て、具体的にどういう取り扱いをして
どういう結果になったかという、この
資料をひとついただきたい。これが資
料要求のお願いでございます。

●濱野委員長 刑事局長、全部出せま
すか。

○竹内(壽)政府委員 御要望の資料の
中で、私どもの所管外のものもあるの
であります。まず暴力団の実態はど
うなっているかということにつきま
しの資料につきましては、刑事局にお
きまして調査をしたものを持ってお
ります。大部分の具体的なものは警
察当局が持っているわけでございま
して、私のほうで調査をいたしまして
らんに供したいと思えます。資料は、具
体的な名前を、この暴力団の何某と
いったようなことは、これは先ほど来
申し上げたように、暴力団そのものが
明確なものではないと思えます。で
きるだけ、御理解をいただくような資
料を持っておりまして、調査いたしま
して出した。

それから暴力犯罪の対策でございま
すが、これは昭和三十六年二月に閣議
決定でもって暴力犯罪防止対策要綱と
いうのをきめております。この要綱
は当時新聞等にも公表されております
が、所管が内閣になっておりますので、
内閣のほうの御意見を聞きまし
て、差しつかえないものでございま
したならば資料として出したいと思
います。

それから、あと外国の立法例につ
きましては、これは私どもの手元に資料
がございますので、差し上げますこと
にやぶさかではございませんが、ただ
外国の暴力団の実態ということになり

ますと、必ずしもつまびらかではござ
いません。ヨーロッパ諸国では、日本
的な意味においての暴力団のようなも
のはほとんど存在しないようござい
ますし、一方アメリカにはまた日本と
は違った意味の暴力団が存在するよう
でございまして、これとても実
態をつまびらかに御理解をいただくよ
うな資料としては、私どもも十分な
資料を持ち合わせておりませんが、そ
れらの立法例は持っております。そう
してその立法例がなぜそういう立法が
できたのかというような経緯は、学者
等の説明によりましてある程度わか
るわけでございまして、できるだけ御期
待に合うような資料を調査してみたい
と思えます。

それから、最後の右翼暴力の關係に
つきましては、私どもの所管ではござ
いませんので、私どもも具体的な発生
事例につきましてはわかりませんが、
も、そういう実態というふうなものに
つきましては、必ずしも私どもはつか
んでおらないように思うのでございま
す。できるだけ御要望に沿うように努
力いたしたいと思えます。

○松井(誠)委員 この閣議決定による
暴力犯罪対策ということに基づいてい
ろいろな施策がとられておるとい
うので、これがこの改正案の暴力
団対策としては総合対策の一環だとい
うたてまえからいって、やはり総合的
な対策の全貌というものをできるだけ
お出しを願いたいと思えます。この改
正案の審議の中でも、そういう総合対
策の一環としてのものがある限りにお
いては、全体の総合施策というもので
論議の対象になると思えますので、そ
れをひとつぜひお願いしたいと思いま

すし、外国の立法例につきましても、
いま申し上げましたように、単に条文
の断片的な羅列でなしに、いま局長が
言われたように何がしかの説明をつけ
て、そのよって生まれてきたゆえん
というような背景もつけ加えてお願
いしたいと思えます。

それから、最後の右翼暴力の關係
の具体的な例についてであります
が、それでは具体的にどこに請求を
すれば提出をされるのか、どこかに資
料はありだと思えます。

○竹内(壽)政府委員 公安調査庁ある
いは警察等とも御連絡をいたしまし
て、できるだけ御要望に沿うように努
力いたしたいと思えます。

○濱野委員長 暫時休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後三時七分開議
○濱野委員長 休憩前に引き続き公議
を開きます。

暴力行為等所罰に關する法律等の一
部を改正する法律案に対する質疑を統
行いたします。坂本泰良君。

○坂本委員 細道委員から暴力団の問
題を主として御質疑がありました。た
ら、私はまず第一に、説明の便宜上現
行法を暴力法と言つて、改正案を新暴
力法と申しますけれども、どうして暴
力法を政府が急いで改正せられるか、
その理由がはつきりしないのでござ
います。もしも政府が言われるよう
に、暴力団の取り締まりにせむこの法
律が必要である、そういうことになり
ました。先ほど細道委員からもあ
りました。現行刑法で十分やれるの
じゃないか、こういうふうに考えるわ

けであります。と申しますのは、現在
の道路交通法違反の問題で非常な世論
の反映と、何と申しますか、官民一体
としてこの道路交通法違反を取り締ま
らなければならぬ、こういう世論の影
響を受けておられます。現在の具体的
な裁判の方法では、軽いものはいわゆ
る切符制が主要な都市には利用されて
おります。裁判の簡便化が行われてお
ります。さらに無免許運転等その他で
ひき殺したといゆる過失致死、こうい
うような場合は現在の裁判において
も、現行法のいわゆる過失致死罪の適
用によって相当重い裁判の実刑が言い
渡されているわけでありまして、そう
いうような關係で、この暴力団取り締
まり、これはもちろん取り締まらなけ
ばならぬのですが、交通法違反と同じ
ように官民一体となって暴力団を排除
する。その取り締まりに出ましたなら
ば、何もいま本案のような改正案を出
さなくても、私は十分やっていますと
いうふうにも思うわけです。それを暴力
団暴力団というので、急にこの三カ条
を改正して、二カ条をふやして、さら
に常習というのを加え、また裁判所法
を改正して、単独裁判官で裁判がやれ
るというふうな改正しなくても、現在
の裁判の運用によってこれはやれるは
ずだ、こう思うわけです。そういうよ
うにやらずに、ただ法改正をここに
持つていくところにわれわれの非常に
納得のいかない点があるわけであり
ます。それは本会議でも申し上げまし
たように、結局これは現在の暴力法が
大正十五年以来三十七年間に、もち
ろ暴力に対する事犯もありましたけれ
ども、その主とするところは、治安立法
としてこれが労働運動、大衆運動、職

前は小作運動の制圧に用いられてき
た。その歴史的の事実があります。か
ら、さらに今回この法を改正してい
て、いわゆる廢案となりました。警職
法の身がわりにこれを持ってくるのじや
ないか、こういうふうな言われてお
るところであり、またわれわれの納得
いかない点があるわけでありまして、こ
の点についてまず御所見を承っておき
たいと思えます。

○賀屋國務大臣 別に法律の改正をし
なくてもやれるじやないか、なぜ急に
やるかというお話でございますが、い
ま町の暴力のためにどれだけ国民が不
安を感じているか、非常な不安を感じ
てゐる。そういう際に、あまりやらな
くて、いままでどおりでいいじやな
いかというよりも、あらゆる手段を尽
くして国民の不安をなくすというのが
私はほんとうじやないかと思ふ。警察
官の増員にしましても、何と九十五人
でやれないことはないか、百人になく
てもいいじやないかと言われれば、絶
対に少ない人数でできませんというこ
とも言えないでしょう。それでは十
分であるから増員をお願いするので、
まあ、すべてものはそうでございま
して、いまのように暴力事犯の非常な増
加ということは、いまさら申し上げる
までもない。国民が不安におびえるこ
の状況を何とかして救つて、対策を講
じていこうというのでございまして、
まあ、いろいろ手段を尽くすのがあた
りまえでございまして、その意味にお
きましては刑罰法令も改正して、従来
の暴力である銃砲刀剣類をもつてする
傷害その他のものについて、これを嚴
重に処罰するというのも非常に必要
な、いまの町の暴力、暴力団の暴力の

一番急所をつく問題でございすから、そういう急所をつくような方法をそろえるということが私は必要であり、ほんとうに国民に対して親切なものじゃないかと思うのであります。

それで、けさほど御質問がございましたが、刑罰法令にいたしましては、刑罰の最高限、最下限等が定まります場合に、これが重くなれば、裁判の判決もおのずからそこに立法院の意見も反映すると思うのでございす。

怪くなつておれば、自然一方からは裁判の判決というものがそれにやはり同調をする面もあるもので、この際としては、ほんとうに必要な手段でとり得る手段を尽くして、国民の不安をなくするということを第一義と考える次第でございす。それで何も急にやった次第ではないのでございまして、すでに三面の御審議も願つており、いかにその必要を感じるかという事は、もうこの事柄においても私は明白ではないかと思う次第でございす。

○坂本委員 この問題はあとに回しまして、まず大臣がおられますから、最初にただしておきたいのは、現在いろいろ巷間に言われております治安立法の問題でございす。治安といえは治安立法とか、治安政策とか、このころは一般常識のことばになつておるようでありまして、この治安の維持ということについては、一般には国家社会の秩序を保たれること、こう言われておりますが、これは二つの意味があるのではないかと思うのです。その一つは、公共の安寧秩序を保つということ、もう一つは、これは現在の政治的支配秩序を維持する、こういう意味があると思う。ことに政治的な支配秩序

を維持するということは、支配者が被支配者に対する階級的関係の秩序を保つ、こうなる。これをまたわかりやすく申しますと、現在の日本の支配者といえは、これはやはり資本家であり、巷間に言われる独占資本家である、こう思われます。被支配者の立場に立っているのは、これはやはり労働者、農民を中心とした一般市民であるわけですから。

そこで、治安を保つとかいうこの治安といふのは、支配者と被支配者の階級的関係の秩序を維持していただく、私はこれが主ではないかと思う。しかしながら、政府並びに現在の日本の支配階級は、この意味を正面から言わないわけですから、これを隠しておいて、そういう一般には公共の安寧秩序を保つ、この意味のことを表面に出してくるわけなんです。そうして一般の国民に対しては、公共の安寧秩序を保つんだ、これが治安立法であり、治安政策である。こういうふうになつておるものであります。私はやはり治安立法といわれる現象も、あるいは改正暴力法も、やはりこの中軸をなすものである。したがって、この暴力法が治安立法といわれるのは、政治的秩序を保つ、それは現在の支配的秩序を保つていく、これが結局は考えてまいりますと、治安維持法というふうなものに從來は結びついてきたわけでありまして、また、現在は新聞なんかに出ませんから、われわれ野にあっては、あるかないかわかりませんが、從來はよく治安関係会議というのが持たれて、そして閣僚の中でも治安関係という方々が会議を開いて、そこでこの治安に対するいろいろな対策等を考

られてきた。こういう点から考えますと、現在新聞なんかには出ませんけれども、現政府の中においては治安関係の方々、いわゆる治安を維持するためのそれに閣僚の方々の会議が事実上持たれておるかどうか。また、私が治安の意味について二つあげましたが、この点について大臣はどういう御所見を持っておられますか。まず、この二つについてお聞きしたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 ただいまの御質問を伺つておりました、政府の意図せざる方面、法律の意図せざる方面につきまして、あまり御心配が過ぎるのではありませんか。治安ということばは、解しなればいろいろございす。ただいま政治的治安と申しますか、支配者と被支配者の関係をお述べになりましたが、日本はいまは支配者と被支配する者は同じものだと思ひのであります。国民全般が主権者であり、国民全般が合法的につくられた政治府によってある程度支配され、しかも、常に選挙権を行使して、立法院におきまして、立法及び予算を決定するということになつておる次第でございす。それから、支配者と被支配者と同じで、基本的には独占資本でもなければ、いわゆる政府でもないと思ひます。それでございますので、どうして秩序を維持する点かという点の重点は、そういう国民の総意の主権によつて構成される政府、その変動、いろいろなものが暴力によつて支配されないというものが重大でございまして、国民の正しい行使される選挙権によつて、また言論によつて公正に支配される。私は民主主義国、法治国のいわゆる支配関係の交

動に関する、秩序に関する第一義は、正しく選挙権が行使されるということと、言論に訴えて、いろいろな意見というものが国民の多数の共鳴を得るようにするということであると思ひます。それは、必ずそこには暴力の支配というものを除かなければならぬ。このほんとうのルールによる支配でなくちゃんやなぬと思ひます。

しかし、今回の法律は、広くいえば治安でございまして、そういう政治的治安を目的としておるものではないのでございす。お読みになつてもわかりますとおり、ほんとうに国民の日常生活における暴力の恐怖と不安を除くこととでございまして、別に支配権の問題に関する秩序維持ではないと思ひますのでございす。私が思うのじゃない、そういう意味で政府は立案し、提案をいたしている次第でございまして、全く国民一般の傷害あるいは脅迫、器物損壊等、身体あるいは財産に関する恐怖を除くという点でございまして、そういう意味では、広い意味で治安立法といえは治安立法でございす。普通になつて政治的秩序を維持するといふような、いわゆる治安立法では全然ない、見当違いだと思ひますのでございす。そういう点につきましては十分に御理解をいたしまして、内容の御審議を願ひたい。つまり、常習暴力と銃砲刀剣類をもつてするものに対して強化する点におきまして、しかも、そのねらいは、そういうものが町の暴力のうちで一番悪質であつて、一番国民がそれに恐怖を感じるものでございすから、そういうものに対する方策であつて、御了解を願ひたいと思ひますのでございす。

○坂本委員

大臣の言われる表面的なことはそのとおりであります。三十七年前の現暴力法が国会に出ましたときにも、やはりそれと同じような状態にあつたわけですから。御存じのように、当時は説教強盗というものがはやりまして、その説教強盗、そういうものを撲滅するといふようなことでこの法律ができたと思ひます。したがつて、その審議の際には、労働運動、小作運動、大衆運動には一切使われないのだ、全く町の暴力、強盗等を——強盗と申しまして、刑法上は強盗に至らないそういうものを処罰するんだ、そういうことでこの法律ができたわけですが、これはあとでまた質疑いたしますけれども、この三十七年前にこの法律ができて、そうして最初に適用になつたのは何かと申しますと、小作争議なんです。そういうのに使われてゐる。それから、新憲法になりました後も、これはあとでまた質問いたしますが、当時の日本の敗戦によるところの連合軍司令官の覚え書きによりまして、この法律は当然廃止さるべきものであつて、それが生き残つていたんだ。そして生き残つて、今度は昭和二十三、四年ごろからの労働運動に対しては、この法律が使われてきた。こういうような関係を考えますと、大臣がおっしゃるような表面だけの、いわゆる町の暴力団とか、それを処罰するんだというふうな正面から受け取れないから、質問をいたすわけでありまして、私がもう一つ申しました、治安という意味に対して二つの意味がある。一つは公

其の安寧秩序を保持するのが治安である、また一つは政治的な支配秩序を維持していくのが治安である。この二つの意味があります。私は、現在の政府当局は、さらに現在日本の支配階級にある人たちは、表面は公共の安寧秩序を保つための治安だ、こう言いながら、実際は現在の独占資本を中心とした日本の支配階級が、一般の働く大衆、一般市民に対するこの現在の政治支配を維持しようとするそれが治安である、こういう二つの意味に解せられる。政府は、内には、現在の支配階級を維持していく治安であると考えながら、表面は、公共の安寧秩序を保持するための治安である、こう言われておるわけですが、この点についての御所見を承りたいと思います。

○賀屋国務大臣 その点は不幸にして御所見と一致しないわけでありませう。われわれは、合法的方法によって政権が推移し、あるいは政治方針が変わることとは、常に民主主義国の当然のこととして考えております。すぐ独占資本を擁護するとか言われますが、この法律のどこにそういうことがあるのか、むしろ、さがして見ると、のにわれわれは苦しむ、不可能だと思ふのでございませう。現行法が常に労働運動の弾圧に使われたというような意味のことは、すでに再三お話しをしますが、常に申し上げておるのですが、決して労働運動、小作争議そのものを弾圧したことはないのではありません。それに際して起こった不法行為、たとえば適法の会合でありまして、そこに殺人が行なわれれば殺人罪としてそれは処置しなければならぬ。そんなことは極端でございませうが、違法の行為

が起る場合には、その違法の行為は違法の行為、刑罰法令に触れるものは刑罰法令に触れるものとして処置しなければならぬのでございませう。何れも、労働運動そのものを弾圧するといふ——これは判決をこらんになりまして、そういう起訴理由をこらんになりまして、事実においてもそれはないので、もしもそういうことならば、違法の労働争議をやるのだ、罰則に触れるような暴行の手段によって労働争議をするんだということになれば、その暴行はやらねばならぬのです。そういう意図がなく合法的におやりになるならば何の心配もない。先刻も御答弁申し上げましたが、実績を見まして、銃砲刀剣類をもって労働争議のときにやられていない、新しいことだと思ふのです。ですから、そういうものは処罰されたい例はないのであります。決して心配は要らないので、それよりも、こういうことに誤解がございましてこの法律が通らないということになれば、国民は日常生活に不安を感じるでございませう。これは現行法第一条を誤解されるのが正しいとは申しませんが、あれにはとにかく集團の威力云々とありますが、今度の一条ノ二とか三には全然そんな文句はないのであります。一条のあの文句は、一条ノ二や三にかからないのであります。どっちから考えても誤解の起る憂いはないと私は思うのでございませう、どうぞ御安心いたされまして御賛成のほどをお願いいたします。

○坂本委員 現行法の改正の問題についてはあとでまたお話ししたいと思ひますが、一言申し上げておきたいのは、現在の暴力法がわずか三カ条で、私が

あとで指摘するまでもなく労働運動あるいは大衆運動に、一方のことばかもしれませんが弾圧法として使われてきた。その法律にさらに今度の改正は輪をかけてやるものであるから、強化するものである。そう強化されたら、これまたたいへんだというのが、われわれが心配する第一の問題であるわけでありませう。改正の点だけを見て、第一条の一項はそのままにして、改正の点だけ改めたことではない、こうおっしゃっても、これはやはり現行法の特に一条一項と今度の改正の点とあわせて考えて、そうしてその法の適用を考へるものですから、ここに大きな心配が出てくるわけですから、そういう意味で聞いておられますから、これから先具體的ないろいろの質問もいたしますけれども、今度の改正は銃砲刀剣類を用いたのを最下限一年以上に上ただけだ、常習というのはいままで第二項でやっていたけれども、これは何もいまだ適用したことがないじゃないか、それを今度独立の条項にしてやるのだから、いまだであったのだからたいしたことはないじゃないか、こういうような説明であるけれども、その改正の点だけではないかと思ふのです。改正された点は、従来の現行法と一致して国民には適用になつてくるわけですから、これを改正したから一項が弱体化せられたという解釈はないと思ふのです。強化されている。その強化された法律を、従来のように労働運動、大衆運動に持ってこれたんじゃないか、と

いうので、私はこの法律案の審議はあわせてしておるつもりです。また、そうでなければならぬと私は思うのです。改正するから、改正の点だけだからというので、その点だけの審議ではいかぬ。改正された点と、その基本のものをあわせて、この改正法というのはどういふふうに国民に対して適用されるか、ここに思いをいたさなければならぬと思ふのです。そういう点で質問もいたしますから、ひとつ今後の答弁についても、その意味でやっていたきたいと思ふのであります。

そこで次にお聞きしたいのは、治安の意味については、立場も違つていふからコンニャク問答みたいになつたわけですが、そこで治安立法ということについて大臣の御所見を承りたいのですが、この治安立法ということばは、私が申し上げるまでもなく過激破壊活動防止法が国会に出されまして、そしてその審議をされるにあつて治安立法ということばが使われてきたわけなんです。その前まではあまり治安立法ということばは、あつたかもしれません。私が、私なんかはあまり聞いていなかった。そこでこの治安立法については、昭和二十七年七月二十一日に、法律第二百四十号で施行になりました破壊活動防止法の審議の際にこの治安というこゝろが出てきた。それはどこから出てきたかと申しますと、いわゆる学者グループから出てきておるわけでありませう。ところがこのころは、新聞、ラジオはじめ、一般国民がこれは治安立法だというように、通常のことになつておるわけでありませうが、この治安立法に關連いたしまして、治安政策ということが現在言われているわけでありませう。この治安政策というこゝろも、破壊法ができました後、二、三年前から治安政策ということが新聞なんかにも出てくるようになったわけ

です。二、三年前からであります。そこで治安政策というのはどういう意味かと考えますと、結局は、現在の資本主義経済機構におけるところの利潤を中心とした政策である、こう考えるよりほかはないじゃないか、こう思うわけなんです。したがって、この治安政策ということは労働政策あるいは金融政策、こういうふうにいわれておるわけでありませうが、大臣は、治安立法とこのころしよつちゅういわれておりますが、また治安政策ともいわれておるわけですが、先ほどの治安という意味と關連いたしまして、この治安立法、治安政策といわれることについてはどういふふうに御理解されておるか、その点をお聞きしたい。

○賀屋国務大臣 治安ということのテクニクと申しますか、あるいは學術的というか、そういう問題につきましては、私は大體常識的に趣意を先刻申し上げたつもりでございませう。なおそれ以上必要があれば、政府委員より補足してもらいたいと思ひます。

さつきたいへんだというお話がございましたが、私は、たいへんな誤解をなさつてゐるんじゃないかと思ふのであります。と申しますのは、こういうふうに申し上げたいか、がでしようか。労働運動に際しまして、運動する多数の人は、いわゆる銃砲刀剣類をもつて人を傷害したらこの法律にかかりませう。そんなことは考えられないうことがないかと思ふのです。そういうわけはないのですから、だから労働運動をやる人がみんな銃砲刀剣類を持ち、あるいはピストルを持ち、あるいは日本刀を持って、そうして現に人を傷

害したり、暴行をすれば別ですが、それはわれわれは労働運動じゃないと思うのです。そういうことは考えられない。また、過去においてもそういう事例はほとんどなかったと思うのであります。それが当然でございませう。将来もそうで、将来の労働運動がみんな銃砲刀剣類を持って、人を傷害したり、暴行するということはわれわれは考えられないのであります。ですから、御心配のようなことは起こるわけはない。どうしてもそれをやるんだ、やるんだと仰せになるのが私はどうもよくわからないので、法律は一体として解する、これはことばはそのとおりですが、前に申し上げましたように、一条と今度の二と三とは別ですから、一条があるから二は文句以上に広げてやるのだからという解釈は絶対に出来ないと思う次第でございませう。

○坂本委員 これはまたあとでやりますが、銃砲刀剣等ということについていろいろ問題があります。また傷害と申しましても、普通芝居やその他で刃傷などがある傷害と違ひまして、ちょっとところんできすり傷を負うたのも、これは傷害なんです。そこで労働運動なんかでストライキなんかの場合でも、ちょっと警察官とあれして、自分でけつづいてすねをすりむいても、全治一週間というような医者の診断書が出るわけなんです。あるいは全治三日間というような傷害、これも傷害であります。したがって、この傷害が現暴力法的一条に該当する場合はこの法律が適用になる。それで起訴され、そこで裁判にまいりますと、全治三日間の傷害があるから、現行法的一条一項で起訴されるわけです。そこで

医者を証人に呼びましても、大体全治三日間という傷があるということになる。大体われわれが雨戸をあけて、ちょっと手をはさんだだけでもちょっと皮が青くなる。普通こういうのは、いなかでは、われわれはいなか育ちですから、つばでもつけておけばよくなってしまう。それを医者が診断しますと、全治三日間、そんなのおかしいじゃないかといつても医者の立場に立てば、もとの皮膚に回復するまではやはり全治ということになるのだから三日間だ。実際巷間でいわれる傷害には当たらないようなことが傷害罪として問難される。そうしていわゆるストライキその他の労働運動について、そういうわずか三日間あるいは四日間の傷が現在の暴力法的一条一項によって起訴されて、有罪の判決を受ける。こういうようなことになりましたから、単に一口に傷害と申しましても、そう簡単に割り切れるものじゃないわけなんです。そういうわけでないんだと考えるのが、そういう点まで検討しない、と言うと失礼になりますけれども、そういう点まで考えが及ばないところ、たいへんだということになつて、実際その運動に携わつて、実際労働運動から出てきた、暴力法によつて起訴された裁判の衝に当たりますと、切られたところじゃない、すりむいておる。そういうようなことで、さらに今度は銃砲刀剣等というのがあるし、また常習といつても、これはまたあとで問題になります。一ぺん有罪の判決を受けて、五年内に起こしたら常習だけれども、五年過ぎれば常習でないと、この解釈があればいいけれど

も、そうでないと、この常習についても拡大解釈されるということがまた大いにあるわけです。これはまたあとで質疑をしたいと思います。そういうふうで、簡単に銃砲刀剣等あるいは傷害だといふ、それをたいへんに考えるのがたいへんだとおっしゃるけれども、そう考えられないのがこっちはたいへんだ、こう思うわけなんです。ですから、その基本になるところをお聞きしておるわけで、治安立法あるいは治安政策と申しましても、あるいは上のほうにあれば、またその支配階級の中に入つておれば、あまり痛痒も感じないし、その解釈等も考えられたことではないのかもわかりません。それでやむを得ない点もあると思いますが、さらに治安政策というところについて、本法律が治安立法だと巷間に言われておる点からここにたゞしておきたいと思ひます。先ほど申しましたように、労働政策、金融政策の面においてこの治安政策というものがあらわれてくるとする。それはどこにあるかと言ひますと、やはりこれは現在の支配秩序を維持することにある。現在の支配秩序を維持するならばどういう政策をとらなければならぬかというところになつてまいります。いわゆる高度成長政策とか、あるいは日本の軍事化政策、あるいは憲法の改正、こういうような面に具体的にあらわれて出てくると思うのです。これは、こういうのが基本的に治安政策の中に入ってくるものですから、したがってこの秩序を破壊しようとする、この秩序をなくしてほんとうの公共の安寧秩序を保とうとするといふところについては、ここにやはり何と申しますか、争いが出てく

るわけですね。それで、支配階級、被支配階級と、階級対立の面から考えますと、ここに闘争といふのが出てくるわけなんです。十七日の半日ストにしましても、公労協がストをやるのは七条違反じゃないか、これは法律違反だ、法を守れといつて、総理大臣はたけだかになって、本会議に出て多賀谷君の質問に対して、いろいろの問題よりも法を守ることが大事です、こう言っている。しかしながら、その法といふのがどうしてできたかといふと、民主主義のコースとしては、多数が結局支配するでしょう。しかし、少数の意見を聞く、少数の意見を聞くといふのは、少数の意見のような具体的な立場も加味して結局は多数決に従うのだ、こういうことになるでしょうけれども、結局は支配階級、被支配階級という点から見ますと、やはり支配秩序を維持しようとする支配階級については、そのうしろだてとなる問題については、反対する者に対してはこれを制圧するといふことになるわけなんです。公労協の問題にしましても、十七条——もちろん最高裁の判決は、刑事事件にも及ぶという判例は出ました。しかしながら、それに対する下級裁判所の判例は、憲法違反だという判例はまたたくさんあるわけなんです。間違つた裁判所の判例も、やはり間違つておれば多年の努力によつて、大法院でその判定はくつがえされるわけなんです。そこで十七日の公労協の半日ストの問題にいたしましても、やはり労働者のほうは、これは最高裁の判例があつて出たけれども、しかし国際的なILOの問題から考えて、さらに国内のこの治安立法の面から考えてみ

れば、これはあるいは法に触れるかもしれない。形式的な最高裁判所の判例とは相反するかも知れぬけれども、それは間違ひであるから公労協はこれを主張するのだ。これが十七日のストの中心問題になつておるわけです。そういうようなことで、これは少し議論が展開したけれども、治安政策としての支配秩序の維持として高度成長政策、憲法改正あるいは軍事化政策といふものは治安政策の一環である、こういうふうにも考えられますが、その点についての御所見を承りたい。

○賀屋国務大臣 先ほど傷害につきまして、判決が軽微なものを重く見たというお話がございましたが、これは検察側からいふと、もっと重大なものを見れば、裁判所が重大と見ない、こういう例もたくさんある。批判はいろいろできましよう。また、こう申しては悪いですが、裁判所といへども誤りがないことではないと思ひますが、われわれはどんなに検察側が不服でも、いよいよ裁判が確定したら、松川事件にしましても、その判決は尊重するわけでございませう。現在民主国であり、法治国である以上は、裁判の公正を信じ、またその公正を常に守るような立法をしてまいるわけでございまして、これは何もそれで法律がいいとか悪いとかいふ問題には私はならぬと思ひるのでございませう。

それから、いま治安についていろいろございました。高度成長あるいは安保条約あるいは云々、こういうものを維持するためにやるのだらうというお話でございませうが、これは全くの見当違いだと思ひます。われわれは高度成長は非常にいいと思つておりま

す。あなた方も始終民衆の福祉の増進をお話になるが、これは日本の経済力が豊かになりまして、国民総生産、国民総所得が増加しなければなりやうがないのでございませう。いかに公平に分配しても、何にもないものを分けてもこれは何にもならない。常に国民生活に豊かにするために資本の力も使います。高度成長を遂げるわけでも、経済が高度成長を遂げるわけでも、それはいろいろやり方にひずみもできますから、そのひずみを直すために努力をいたすわけでもございませう。全くこれは国民全般的幸福、福利の増進のためにわれわれは高度成長をやっている。それから安部条約もそうでございませう。これがあるために日本国民が安心して生命、財産の根底的の危険は感じないで今日まで過ごし得るので、そういう見解はあるいは皆さんと違ふかも知れませんが、われわれはそれを信じてほんとうに国民のためにそれをやっているものであります。基本はそういうふうにはなりましたが、町の暴力などというものはそれはそれは関係なく、いろいろな面へ広がりますから、ここでひとつ手を打たなければならぬというのが今の法案でございまして、端的に申し上げれば、いかにいかに、こういう法律は社会党が政権をおとりになってもやらなければならぬのではないでしようか。町の暴力をこのまま放任しておいていいというわけにはいけません。それは自民党が政権をとって、保守政権だから、あるいは社会党政権だからという開断ではなくて、ほんとうに国民が毎日の生活を安んじてできるようにするための、これは共通の広場に必要問題ではないかと思うのであります。

それで、いまいろいろ法律の御議論がございまして、社会党が政権をおとりになっても法律をおきおきになる。その法律を守らぬでいいとおっしゃることはないと申すのです。もしもそうおっしゃるならわれわれは疑ふ。あなた方は独裁政権をつくって、法律も何もない、政府の言うままに、それがたとい善意であろうと、やるとおっしゃるなら別であります。われわれはそれを信じないので、社会党が政権をおとりになっても、やはり議会によって立法をされて、その法律が守られてこそやはり政権の秩序があるのだと思うのであります。自民党の法律なら悪い、これは困るのです。それはともかく、合法的にできました法律を守るといふことは根本の必要でございませう。私は簡単に申し上げて、社会党政権の時代がまかりましたも法律は御尊重になるでしよう。また、町の暴力は重くそうと御努力になると思ひまして、この問題は、いわゆる狭い意味の政治秩序の維持、自分たちの政権を維持していくために必要である、こういう問題とはおよそ別ではないかと思うのであります。

○坂本委員 法を守るということは同じだと思ひます。しかし、いかにして法を理解し、いかにしてその法を国民のために守っていくかという点についていささか所見が違ふだろと思ひます。社会党の政権のことをおっしゃいましたけれども、社会党の政権になりましたらもう一つの方法で、あるいは暴力法みたいなものはつくる必要がなくなるのではないかと思ひます。社会党政権でもできて、私が質屋法務大臣にかわつて法務大臣にでもなりまして、今度はまた自民党の方々が野党で追及を受けるような法律は出さないだろと思ひます。しかし、それは別にいたしまして、経済問題としては、これは法務大臣は大家でございませうから、これに対して——しかし大家といつても、法務大臣が考えられ、信託しておられる経済政策と不肖坂本が考えておられる経済政策とは私は違ふと思ひます。しかし、そのことでここで論争していてもあれですから、これはあとの機会に譲りたいと思ひます。

さらにいろいろありますけれども、あとの質疑の關係がありますから、もう一つ、二つここに御所見を承つておきたいことは、日本が敗戦になりまして——これはあまり申してもあれですが、私たちが理解しておる範圍は、政治家になつた敗戦後なつたといふのは、いまから申すことにも一つの原因があるのです。昭和二十年、二十一年当時のいわゆる日本の民主化政策の目的は、旧憲法における天皇制並びに天皇制官僚に対する攻撃、これが日本の敗戦後の民主化政策の目的であつたと思ひます。その点から考えますと、先ほどから申し上げましたような大正十五年の法律六十号で施行になりました現在の暴力法、それから明治十七年の大政官布告からつと続いております爆発物取締罰則、それから昭和二十三年法律第三十九号で施行になりました軽犯罪法、御承知のようにこの軽犯罪法は戦前の警察犯規罰令を変えて持ってきた、これだけが残つたわけなんです。そのほかのものは、いわゆる日本を敗戦に導いた旧憲法時代における天

皇制並びに天皇制官僚が国民に対してこれを実行しましたが、敗戦後ほとんど廃止になりました。しかし、この三つの法律だけは残つたわけでありませう。残つたといひましても、軽犯罪法は警察犯規罰令を大体そのまま持つてきたわけでありまして、引き続いて残つたわけでも過言ではなからうと思ひます。それで、さういふふうで日本の占領目的、いわゆる占領の支配体制ができたわけでありまして、その後、現在の憲法の制定によつて、一應この民主化政策は終えんしたのではないか、こういうふうには考えられるわけなんです。それは昭和二十三年以後のアメリカを中心とした連合軍の極東政策の変化、これは欧州統一軍の編成によつて変わつてまいりました。さらにまた、中華人民共和國が台湾政府を制圧しまして、独立したといふのは、これはアメリカその他にとっては中国の喪失と言つていいことだと思ひます。したがつて、中国を喪失したアメリカは、結局日本を拠点とする以外にないのでありまして、ここに日本の民主化政策は捨てられまして、二十三年に政令二百一十号が出され、二十三年七月に大阪市に公安条例ができました。二十四年の五月に東京府の公安条例ができたのであります。さらにドッジ・プランによるところの定員法の実施になり、全官公労の改編と申しますか、改質と申します。さういふふうになつたのであります。そして二十五年の十月、占領目的が終えんをいたしまして、そしてそれからがいわゆる治安と申しますか、いわゆる安部条約の問題が進められて、破防法とかあるいは団体等規制令、こういうのができました。さらに労働運

動に対しては、昭和二十六年ゼネスト禁止法ができ、二十七年に労働関係調整法が改正され、国家公務員法並びに関係法の改正が行なわれまして、さらにスト緊急調整法というものができまして、当時の電産等に対する刑事上の、われわれのことばで申しますと刑事弾圧が行なわれてきたわけでありませう。さらに公安条例ができ、刑事特別法ができ、裁判所においては法廷等の秩序維持に関する法律、これは二十七年の法律第二百八十六号ですが、こういう法律ができました。いわゆる憲法を守るべき最高裁判所の田中長官の非常な反動化の発言等が出てまいつたのであります。そして二十八年にスト規制法ができました。電産、炭炭、これに対しては保安要員を置かなければならぬ。こういうことになり、占領政策の行き過ぎを是正するといふ目標のもとに、日本の純風美俗に合うように法律を変えなければならぬ、そして日本の再軍備が進められる、こういうふうになつてきたわけでありませう。さらに教育の問題については、平和教育の問題といふことを前提にして、日本の純風美俗によるところの教育をしなければならぬといふので、教育委員会の改正がありまして、そして教育委員の公選制度が廃止されたわけでありませう。

「濱野委員長退席、三田村委員長代理着席」
さらに校長の管理職が認められ、教頭の副校長制がしかれ、そして二十九年にいわゆる警察法の改正が行なわれ、結局警察権力の中央集権化ということになつたわけでありませう。その後三十年に下級裁判所の改正が行なわ

れ、三十二年に岸内閣が、御存じのよう
に日米新時代に突入いたしまして、
三十三年に警察法の改正を国会に出し
まして、警察権限の拡大をはかったの
であります。御存じのように三十七
年にさらにこれは失敗して、審議未了
になり、三十八年にこの警察法はと
んど断念せざるを得ない状態になつた
わけでありまして、そこでこの警察法の
改正に失敗した政府は、刑事警察をど
ういうふうにして強化するかというの
が問題になりまして、この刑事警察の
強化ということが今度のこの暴力法の
改正になって出たのである。こういう
ふうになつたわけは推測するわけであ
ります。しかしながら、この新暴力法も
四十四、四十五の二つの国会に出しま
して、審議未了になって、今度さらに
三度目として出ているわけでありま
す。

こういうような経過を振り返ってみ
ますと、この警察法あるいは暴力法の
改正が失敗したから、行政警察権力を
強化しなければならぬ、このように
現在發展しているのではないと思
う。そうして結局いま地方自治団体で
いろいろ論議されているのは迷惑条例
であり、小暴力防止条例というのが条
例としてできつつあるわけでありま
す。こういうような点から考えまし
て、この新暴力法というのは、大臣が
おっしゃるような、ただ暴力団を絶滅
するためのものであり、単に銃砲刀剣
等のものを処罰するのだ、あるいは常
習者を処罰するのだ、こういうような
単純なものにはわれわれは考えられな
い。したがってこの法律によつて――
これは間違っているかも知れませんが、
われわれの考えでは、特殊な労働
組合、特殊なデモ、特殊な基地反対等

に對しては、一応いわゆる行政警察権
力によるところの取り締まりと申しま
すか、準備はできているけれども、し
かしながら、これを法的に基礎づけ
て、そうしてこれを強行するために、
政府はこの新暴力法の成立を企図して
いるのではないか、こういうふうにか
えられるのでありますが、大臣が従来
から申されておられますことと、いま
までの敗戦後の日本のいろいろな取り
締まり、治安法律に對する改竄の経過
を見てまいりますと、どうしてもこの
新暴力法というのは特殊な労働組合、
特殊なデモンストレーション、特殊な
基地反対、その他広範の大衆運動等に
對する制圧法であり、断罪法であるの
だというふうにかえられてならないの
です。立場も違ひ考え方も違ひのであ
りますが、一応私はその経過をたどつ
て結論に達したわけなんです、この
点について大臣の御所見を承りたいと
思います。

○賀屋國務大臣 ただいま坂木さん
は、日本の非常な激変時代、期間は約二
十年足らずでございますが、終戦後の
いわゆる政治史とも申すべきものの大
体要点をお述べになって、まことにそ
の御見識には敬服いたすところでござ
います。ただその前に一言申し上げ
ておきます。前の答弁がちょっと足り
ないところがございます。現行法の
第一条第一項は今度の改正では一条に
なります。その一条は、今度の改正で
強化も何もされない。一条ノ二、三、
今度御審議を願っておりますものの刑
の最高限、最下限というのはそのみ
に限るので、現行法的一条一項はそれ
には関係がない。刑罰法令も何も強化
されないでございます。何か両方が

一緒になつて互いに重く罰するように
いくような、そういう点はないのであ
ります。それから、その点に誤解はないと思
いますけれども、念のために申し上げ
ておきます。

それから、ただいまのお話、非常に
広範な大きな御觀察でございますが、
率直に申しまして、私、一点大事など
ころが抜けていると思うのです。とい
うのは、終戦後いろいろな改正がござ
いまして、これは古いことばで申し
ますれば、民意の暢達、国民の意思が
政治に反映することにつきましての障
害となるようなものをどんだんのけ
る、たとえば婦人の参政権にいたしま
しても、いろいろなものにして、ほ
んとうの国民の意思が政治に反映する
ための障害をのける、こういう点が
もな点でございますと同時に、大體政
治史的に申しますれば、古い法制ほど
権力者の恣意、私の希望、都合によ
つてできており、政治もやられた、こ
れはいなむべからざる点でございます。
そういうものを取り除くということに
つきまして相當に敏感に戦後修正が行
なわれた、私は非常なけっこうなこと
だと思つております。ただ、そこに
誤解があつていけません。は、どんな
に自由な政治にしましても、どんなに
典型的な民主政治にいたしましても、
個人の自由と権力の尊重と同時に、社
会全体の福祉、公共の立場から制約が
ある。その制約と個人の自由と権利と
の接点、調和点をどこに求めるかとい
うことが近代政治だろふと思うのでご
ざいます。そこで極端な共産政治やそ
れに類似したもの、まるで全体
主義の独裁的なものはわれわれは排除
して、なるべく国民の権利と自由、個

人の権利と自由を尊重する。しかし、
これを野放しにいたしますれば、個人
の自由と権利と他の人の自由と権利の
衝突となるのでございまして、そこに
国民全体の権利と自由の伸長はないわ
けであります。この両方の考え方の接
点と申します。調和点を求めるのが、
私は近代政治であると思つてござ
います。その公共の福祉が何か知りま
せん、権力者の恣意が何か知らぬが、
そういう全体主義的な立場で、議会ら
しい議会もないような政治はわれわれ
は絶対に反対でありまして、ほんとう
の自由主義、民主主義に基づいて、公
共の福祉と個人の自由、権利とのほ
んとうの調和を進むということが大事で
あると思つてございます。その意味
におきまして、いわゆる左か右か片方
に振り子が行き過ぎた点に對しての補
正というものは要るわけでございま
す。まだまだ個人の自由、権利の伸び
ようが足りない面が多いと同時に、一
方全体の公共の福祉の觀念からの適當
な制約、両方のほんとうの調和のいい
点を求めるための努力というものはま
だまだ日本の政治には要るわけでござ
いまして、坂木さんの御意見によりま
すと、戦後のそういう立場のことはみ
んな権力者のわがままで御都合主義に
出たかのごとく聞こえたのであります
が、そうではないので、それは不明の
ために方法論が不十分であつたりよく
なかつたかと思ひますが、われわれ
は、戦後におきましては、ほんとうの
意味の個人の自由、権利を尊重するが
ゆえの公共の立場からのいろいろの必
要な制約がまた法制化され、實際に
あらわれる運動をそこに見るのであり

ます。この点が大切なのでありまし
て、つまり、われわれの重点は、権力
者あるいは一党一派の恣意、御都合
のための法制でなく、ほんとうの国民
全体のための法制である。こういう觀
念に徹することが大事なので、それが
形の上で古いものに似ている、反動的
であるというのは皮相の見解であつ
て、その眞実の内容に徹することが大
事じゃないか。そういう意味におきま
しては、戦後のいわゆる反動立法と稱
されるものの中においても、私は多分
にいい面もあるのじゃないか、またい
い面を抜き出して強調していくとい
うことが大事だと思つてございま
す。単に形の上から二つの潮流の相克と見
ないで、新しくそこにいいものを見出
していく、これが戦後の政治じゃない
か、この点に關しまして、われわれは
今回の立法のごときは決してそういう
反動立法でも何でもありません。ほん
と公共の福祉に徹する政治であると確
信いたしておる次第であります。

○坂本委員 この暴力法の改正の問題
で、今度の改正案を見ますと、一条
の一項と二、三は全然違ふのだ、だ
から一体として見るのはどうかとい
う御所見のようですが、私は、法の解釈
ももちろん法律家としてもやらなけ
ばならぬのですが、法というのは一つ
の大前提でありまして、その法が具
体的な事実に対して適用される、そこ
に法の適用があると思つて。したが
いまして、改正法によれば一条の一項が獨立
法になつて、一条の二、三とさうな
わけですが、この法律が、やはり労働
運動あるいは大衆運動の中において起
きたトラブルについて傷害が起きた、
あるいは間違つて警察官が自分どころ

んでけがしても、これは公務執行妨害

だというような裁判もたくさん出てお
るわけですが、そういう労働運動ある
いは大衆運動という具体的事実に対し
て、大前提であるところの法律がそこ
に適用をされてくるわけなのです。し
たがいまして、私の申し立てること
は、この労働運動、大衆運動に対して
この法律が具体的に適用になってくる
場合は、従来この弾圧法としてやって
きたところの従来的一条一項と今度の
改正法とが具体的事実に対して適用に
なってくる。その場合は一条ノ二、一

条ノ三と具体的に——今度起訴すると
かあるいは調べるという点については
分けられるでしょうけれども、やはり
労働運動と申し立ててもあるいはスト
ライキ、あるいは大衆運動と申しまし
ても日韓条約反対の大衆行動が起こ
る、その場合に適用されるときは、や
はりこれは一体となってくるわけであ
ります。したがって、今度の改正
法は従来は暴力法に対してなお強力に
なっている適用を具体的に受けてくるの
であるから、その点について弾圧法とし
ては強化されたのである、そういう
意味においてこれは一体として考えな
ければならぬ。改正がただこれだけだ
というこま切りに考えるべきじゃな
いというのが私の主張であるわけであ
る。やはり法というのは具体的事実
に対して適用を受けるから、具体的事実
を基本に考えて、初めてこれは弾圧法
であるとか、あるいはそうでないとか
いうことが言われるわけです。そうい
う意味で、私はこの改正は、従来は暴
力法をなお強力に輪をかけて弾圧法と
しての任務を果たす、こういうふう
に考えるから、そういう意味で言ってお

るわけでありまして、

さらにまた、この暴力法の問題につ
きまして、先ほど私が申しましたよ
うに昭和二十年、二十一年当時の日本
の民主化政策というものは、もちろん
あの敗戦に導いたところのあの状態に
対して、ほんとうに国民のために、主
権在民のために持ってきたのは事実で
あります。それが、先ほど申しました
ように昭和二十五年十月占領目的が終
えんをして、それから後の日本のいろ
んな治安立法を考えますと、いわ
ゆる支配者と被支配者との関係で、現
在の支配的地位を維持しようというこ
ろにこの法の目的はできておるので
あります。決して国民全体のためでは
ない形で少なくとも治安の關係法律と
いうのは進んできておる、こういうふ
うに思うわけでありまして、そういう意
味で私は申し上げるのであります。し
かしながら、この日本の敗戦後の民主
化に対して、ああいう無謀な警備法が
国会に出されて、堤議長なんかは
議場のドアから片足入れて二木出して
会期が延長になったことがあるでしょ
う。大臣はまだその時分のことには御存
じないかも知れません。本会議場に
ドアから片足入れて二木出しただけで
国会が二日間延長にあつて、そして
この警備法を審議しようとしたけれど
も、しかしながら、それは結局審議未
了になつてしまつた。だから、その法
律にかわるために今度は現在の行政警
備権力を實質上に強化させる方向にこ
れが進んできておる。しかし、それだ
けではやはり不十分である。現在の政
府は何と申ししましても資本家代表の政
府といわなければならぬ。いかに選挙
の公正と申ししましても、やはり権力の、

あるいは金力の選挙が行なわれてお
る。肥後君は死にましたけれども、
東京都知事選挙はどうです、にせ証
紙の問題、社会党推薦の阪本候補が暴
力で街頭演説なんかを阻害されたとい
う点は、これは代表的なもので、私
は現在の保守、革新の対立で、一般に
は社会党は三分の一の壁を破れぬとい
われておりますけれども、やはり、
全部とは申しませんが、金力に
よる選挙が行なわれておるから、まだ
なかなかそこまではないか。いかに
というの、ほんとうの主権在民を前
提としたところの、日本の国民の總意
によつて正しい選挙が行なわれていな
い証拠だと思ふのです。

少し話は余談になりましたけれど
も、しかしながら、現在の資本家を何
とか守り、労働運動を制圧するための
政治をやつていくためには、實質上の
警察権力を強化させていかなければな
らぬ。三井三池の闘争の際にもありま
したように、機動隊をやる。機動隊と
いうのは、労働組合取り締まりの練習
をしてやらせておる。ですからあの当
時は福岡、熊本、鹿児島あたりはこの
警察が跳梁してきていたわけですが、
そういうような強化されてきた行政権
力、警察権力を、ここに法的に理論づ
けるために、この新暴力法を早く通し
て、そして法的の背景を持ち、法的
の裏づけを持つてやろう。たまたま暴
力団があればから暴力団の絶滅だ、
この暴力団の絶滅については、午前中
細田委員からもお話があつたように、
親分に対して花輪をやるでしょう。数
年前の法務大臣は、数寄屋橋のどこか
の親分が死んだからといって花輪を
やつた。ですからこの法務委員会に問

題になりました。そして追及しよう
としたら、あれは秘書が何も相談せず
にやつたんだからということ、大臣
の釈明だけで終わつたのです。これは
會議録にちゃんと載つておると思ひま
す。そういうように暴力団の絶滅とい
つても、その親分を養ひ、親分に因
連を持つていたなら、その子分の青少
年は全くかわいそうなんです。この暴
力団の絶滅なんというものはこれから
正していかなければ私は断じてできな
いと思ふ。單なる法律の改正だけ、そ
のさじかげんの法定刑を上げただけ
から、われわれは立場は違ひますけれ
ども、この法律は結局はあの改正に
よつて権利保障の点を労働組合から剝
奪してゐる。労働組合の指導者を検挙
してぶち込んでおけば、そのうちに組
合の団結が弱体化して、そして資本
家側、雇い主側に有利に労働組合運動
が進んでいって、労働組合はだめにな
るのだ。その点をわれわれは弾圧と言
うわけなんです。ですから、このよう
な点から考えて、やはり暴力団の取り
締まりというのは隠れみのであつて、
實際は労働運動、ストライキあるいは
日韓条約反対、条約反対等の大衆運動
の弾圧のためにこれをつくり、その成
立を急いでいるのではないか、こうい
うふうにかえられるのであります。こ
の点は私だけの考えでなくて、ほとん
どに公平な投票と申しますか、買収の
ない、権力で押さえることの無いアン
ケートをとりましたならば、そのほう
が多いのではないかと私は思うので
す。少なくともこういうような考え方
があるのですが、大臣は、この法律を
何も急いで通す必要はないと思ふ。二

度失敗したから三度もあきらめて、そ
してもっとこういう法律をつくらぬで
もいい政治に持つていくというふうな
お考えはないかどうか、承りたい。
（三田村委員長代理退席、委員長
着席）

○賀屋国務大臣 御意見を拝聴しまし
て、率直に申しまして、御質問でなく
御断定でありますから、いまさらお答
えを申し上げる余地もないようであ
ります。

ただ私、先刻来申し上げましたが、
ひとつこういうことを考えてみたらわ
かるのじゃないでしょうか。何人もこ
の日本の議會を否認する者はないと思
うのです。大体國民は全部がほとんど
日本の議會を肯定し、議會の議事がス
ムーズに運営されることを希望する。
しかし、議會内で暴力行為が起りま
すと、國民はこう然として非難すると
思ふ。議會はけしからぬ、あたかも議
會そのものを否認し、攻撃するかのこ
とく言われますが、これは決して議會
そのものを否認し攻撃するもので何で
もない。議會において不当な暴力行為
が行なわれますと、それを非難するの
であります。ちやうど現行法第一条で
労働争議を弾圧するとかいろいろ仰せ
になります。私は、ちよつといまの
たとえに似たことをお考えください
ば、何も正当な労働運動を否認してい
るのでも何でもない。國民は議會を常
に尊重し、議會でスムーズに議事が行
なわれることを望んでおる。ただ、こ
こに暴力行為なんか出ますと、國民は
非難します。こういうような点をお考
えいただければ、われわれは何もお疑い
になるようなそんな考えを持つていま
せん。明白に私は申し上げておきます。

なお、私の先刻来の問題は、どうも私も法律をよく知りませんでへたでございまして、なおこの上専門に研究しております政府委員のほうから補足して、しからざるゆえんを御説明申し上げたいと思います。

○坂本委員 盛んに大臣は暴力と言われます。その暴力は有形的の暴力、またこれが一般に国民にわかるから、有形的になぐれば暴力、ストライキをやつて作業をとめれば暴力、しかしそれは理由があつてやるわけです。しかし、そういう有形的な暴力と、またもう一つことばは悪いかも知りませんが、無形的の暴力があるわけです。ほんとうの国民のためにならない法律ができようとした場合には、やはりそれはすれすれの線まで戦わざるを得ないのでして、先ほど例を出しましたドアをちよつとあけて指を二つだけあげて国会を二日間延長する。これに議席にあるところの議員が呼応して、ドアをあけたときばちばちたたいて、これで通つちやつたんだ。無効の訴訟を起せば、最高裁判所は、そんな無効の訴訟は判断し切らないのです。たまたま警察予備隊の問題で訴訟を起しますと、当時は田中最高裁長官でしたが、国会の問題は高度の政治的問題であるから、裁判所が判断すべきじゃない、こういうようなことを言う。また、いま参議院の暴力、これも裁判になつて私も出ておるのですが、松野議長が、社会党が二、三人しかおらぬのにドアを締めて教育二法案を採決しようとした。だから、とんでもないことをやるのだというので、議場の閉鎖中でも一カ所だけは閉鎖できないドアがあるでしょう。衆議院にもありますが、

参議院にもある。それでそこから入ろうとした。そうしたら衛視が二、三十人立つて阻止しておるから、それを排除して中に入つて、そうして議長に対して、何でもこういう締め出して本会議をやるのかというので抗議をしたのが、いままだ裁判になつています。一つは防衛二法案の際の、これは昨年の一月無罪判決がありました。教育二法案の問題は、これは国会内の本会議の問題であるから、裁判所が、司法権が関与すべきでないというので、公訴棄却の主張をいたしておりますが、なかなかそれができずにまだ審理中になつておる。私は、有形的な暴力よりも、こういうように法を乱用して、そうして自己の考へておることを通そうとするところに大きい無形と言いますか、陰の暴力があると思います。われわれは単なる有形の暴力を排除すると同時に、このような大きい暴力を排除しなければならぬ。そういうような見地に立ちましてこの法律案の審議にも当たらなければならぬ。やはりこの法律案の審議に当たるについては、治安の問題のその基本からやらなければならぬ。こういうような考へでここに質問し、大臣の所見を伺つておるわけです。そういうふうで、暴力については有形的の暴力だけでなく、無形的のそういう暴力も排除しなければならぬ、こういうふうにかへるわけですが、大臣の御所見はいかがですか。

○賀屋国務大臣 堤元議長が指二本出した、それだけ聞くとたいへんようですが、そういうことに至るまでの経過はどうだったのでございましょう。婦人議員が演壇と議長席を占領して、それどころじゃない、たいへんなものでしょう。一部の議員の妨害のために、合法的の議事が行なわれないというやうな状況に持つてくるところに問題があるのじゃないでしょうか。私は、いまの議会運営についてこれ申し上げることは控へたいと思うが、むしろ問題はそういうことが起こる前、これを明らかにして、ほんとうに国民も議員も反省すべきじゃないかと思ふのであります。理由があるから法を守らぬでいい、これでは社会の秩序が破壊されます。理由があるから法を守らぬでいいというなら、みんなそれぞれ主観的理由を持つております。これは正しいから法なんか守らぬでいい、悪法だからいかぬ、こんな観念を許したら、どうして秩序が維持できますか。これこそ大問題で、自分の判断で、悪法なるがゆえにという理由があるがゆえに法を守らぬでいいという観念には私は反対でございまして。

○坂本委員 悪法もまた法なりということばを私も知っております。これは権力者がその権力を維持するためにかつてにつくつた法を、やはり法だから守れというの、その支配権力を維持するための一つの国民をこまかすことばであります。しかし、こういうやうなことにしては、またあとで関連してただすことがあると思います。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は来たる十六日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会